

# 官報 号外

平成二十六年十一月二十一日

## ○第百八十七回国会参議院会議録第十号

平成二十六年十一月二十一日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十号

平成二十六年十一月二十一日

午前十時開議

第一 まち・ひと・しごと創生法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

- 一、議員辞職の件
- 一、日程第一より第七まで
- 一、委員会の調査を閉会中も継続するの件

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。この際、議員の辞職についてお諮りいたします。

本日、佐藤ゆかり君から議員辞職願が提出されました。辞表を参事に朗読させます。

〔参事朗読〕  
辞職願

この度一身上の都合により議員を辞職いたしたいので御許可下さるようお願い申し上げます  
平成二十六年十一月二十一日  
参議院議員 佐藤ゆかり

参議院議長 山崎 正昭殿

○議長(山崎正昭君) 佐藤ゆかり君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 まち・ひと・しごと創生法案  
日程第二 地域再生法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。地方創生に関する特別委員長関口昌一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔関口昌一君登壇、拍手〕

○関口昌一君 ただいま議題となりました両法案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、まち・ひと・しごと創生法案は、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするものであります。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による提案制度を創設するほか、地域農林水産業振興施設整備計画に基づく農地等の転用の許可の特例並びに構造改革特別区域計画の認定の手続の特例を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣の出席を求めるとともに、石破国務大臣等に対して質疑を行ったほか、群馬県に委員を派遣しての地方公聴会を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、人口減少社会の克服に向けた新たな社会経済システム構築、税制・財政面の取組の必要性、地方分権の推進による東京一極集中の是正、地域活性化における農林漁業分野に期待される役割等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。  
質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に入ることの動議が提出され、本動議は全会一致をもって可決されました。  
続いて、順次採決を行った結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	百三十八
賛成	百三十七
反対	一

よつて、両案は可決されました。(拍手)  
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔魚住裕一郎君登壇、拍手〕

○魚住裕一郎君 たいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うおととするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官の報酬及び検察官の俸給を一般の政府職員の給与改定に準じて改定する理由、民間賃金の地域間格差を裁判官の報酬及び検察官の俸給に反映させる趣旨、裁判官及び検察官の人材確保の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百三十四

賛成

百二十三

反対

一

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第五 防衛省の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長片山さつき君。

〔片山さつき君登壇、拍手〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○片山さつき君 たいま議題となりました防衛省の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の給与について、平成二十六年度の官民較差に基づく改定及び平成二十七年年度の給

与制度の総合的見直しを実施するため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中堅以上の自衛官の処遇の在り方、任務内容を踏まえた自衛官の手当査定との必要性、若年層の俸給水準引上げの理由と自衛官募集に及ぼす効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

次いで、質疑終局の動議が提出され、本動議は全会一致をもって可決されました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

投票総数

百三十九

賛成

百三十八

反対

一

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第六 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

日程第七 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長水落敏栄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔水落敏栄君登壇、拍手〕

○水落敏栄君 たいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案は、同条約の適確かつ円滑な実施を図るため、原子力損害賠償資金の補助その他必要な事項を定めようとするものであります。

次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案は、我が国の原子力損害賠償制度を同条約上の制度と適合させるための法整備を行うおとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、我が国が条約を締結する意義、原賠法の抜本的な見直しに向けた政府の検討状況、我が国のエネルギー政策の在り方等について質疑が行わ

れた。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、我が国が条約を締結する意義、原賠法の抜本的な見直しに向けた政府の検討状況、我が国のエネルギー政策の在り方等について質疑が行わ

れましたが、その詳細は会議録によつて御承知願  
いたいと存じます。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はい  
ずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきも  
のと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採  
決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願  
います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたし  
ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしま  
す。

投票総数

百三十九

賛成

百三十九

反対

よつて、両案は全会一致をもつて可決されま  
した。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、委員会の調査を閉  
会中も継続するの件についてお諮りいたします。

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

○議長(山崎正昭君) 本件は災害対策特別委員長  
要求のとおり決することに御異議ございません  
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よつて、本件は委員長要求のとおり決しまし  
た。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長	山崎 正昭君
副議長	興石 東君

議員	石川 博崇君	竹谷とし子君
	河野 義博君	佐々木さやか君
	矢倉 克夫君	杉 久武君
	堀井 巖君	横山 信一君
	秋野 公造君	新妻 秀規君
	平木 大作君	中西 祐介君
	中原 八一君	若松 謙維君
	谷合 正明君	山本 博司君
	熊谷 大君	磯崎 仁彦君
	上野 通子君	浜田 昌良君
	山本 香苗君	長沢 広明君
	磯崎 陽輔君	衛藤 晟一君
	藤井 基之君	荒木 清寛君
	山口那津男君	魚住裕一郎君
	西田 実仁君	世耕 弘成君
	宮沢 洋一君	山谷えり子君

赤池 誠章君	長谷川 岳君
大家 敏志君	宇都 隆史君
高階恵美子君	舞立 昇治君
三木 亨君	三宅 伸吾君
宮本 周司君	森屋 宏君
山下 雄平君	馬場 成志君
羽生田 俊君	二之湯武史君
長峯 誠君	中泉 松司君
渡辺 猛之君	三原じゅん子君
藤川 政人君	若林 健大君
江島 潔君	井原 巧君
石井 正弘君	石田 昌宏君
牧野たかお君	石井 浩郎君
赤石 清美君	山田 俊男君
森 まさこ君	丸川 珠代君
丸山 和也君	石井 準一君
野上浩太郎君	北川イツセイ君
小泉 昭男君	二之湯 智君
岡田 広君	野村 哲郎君
愛知 治郎君	末松 信介君
中川 雅治君	有村 治子君
金子原二郎君	脇 雅史君
岸 宏一君	武見 敬三君
山崎 力君	鶴保 庸介君
関口 昌一君	伊達 忠一君
岩城 光英君	岩井 茂樹君
青木 一彦君	堀内 恒夫君
山田 修路君	渡邊 美樹君
豊田 俊郎君	堂故 茂君
柘植 芳文君	滝波 宏文君

滝沢 求君	高橋 克法君
太田 房江君	大野 泰正君
北村 経夫君	大沼みずほ君
古賀友一郎君	上月 良祐君
酒井 庸行君	島田 三郎君
西田 昌司君	塚田 一郎君
佐藤 正久君	佐藤 信秋君
福岡 資麿君	島尻安伊子君
吉田 博美君	松山 政司君
岡田 直樹君	松村 祥史君
水落 敏栄君	山本 順三君
松下 新平君	猪口 邦子君
溝手 顕正君	柳本 卓治君
山本 一太君	林 芳正君
橋本 聖子君	木村 義雄君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
尾辻 秀久君	中曾根弘文君
高野光二郎君	島村 大君
片山さつき君	山東 昭子君
浜田 和幸君	中野 正志君
平野 達男君	アノト才猪木君
荒井 広幸君	江口 克彦君
中山 恭子君	薬師寺みちよ君

国務大臣

法務大臣	上川 陽子君
文部科学大臣	下村 博文君
防衛大臣	江渡 聡徳君
国務大臣	石破 茂君

議長の報告事項

一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大野 泰正君  
渡邊 美樹君

補欠

山崎 力君  
世耕 弘成君

総務委員

辞任

山田 太郎君

補欠

渡辺美知太郎君

法務委員

辞任

有村 治子君  
柳田 稔君

補欠

太田 房江君  
江田 五月君

外交防衛委員

辞任

豊田 俊郎君  
堀内 恒夫君  
山下 雄平君  
金子 洋一君

補欠

滝沢 求君  
古賀友一郎君  
馬場 成志君  
福山 哲郎君

財政金融委員

辞任

中川 雅治君  
山谷えり子君

補欠

石田 昌宏君  
長峯 誠君

文教科科学委員

辞任

松山 政司君  
石川 博崇君

補欠

堀内 恒夫君  
新妻 秀規君

厚生労働委員

辞任

酒井 庸行君  
滝沢 求君

補欠

石井みどり君  
佐藤ゆかり君

農林水産委員

辞任

古賀友一郎君  
馬場 成志君  
江田 五月君  
渡辺美知太郎君

補欠

松山 政司君  
吉田 博美君  
柳田 稔君  
山田 太郎君

経済産業委員

辞任

佐藤ゆかり君  
世耕 弘成君

補欠

豊田 俊郎君  
渡邊 美樹君

国土交通委員

辞任

石井みどり君  
太田 房江君  
山崎 力君  
吉田 博美君  
福山 哲郎君

補欠

酒井 庸行君  
有村 治子君  
大野 泰正君  
山下 雄平君  
金子 洋一君

環境委員

辞任

石田 昌宏君  
長峯 誠君

補欠

中川 雅治君  
山谷えり子君

予算委員

辞任

岡田 直樹君

補欠

高野光二郎君

決算委員

辞任

滝波 宏文君

補欠

森屋 宏君

行政監視委員

辞任

高橋 克法君

補欠

宮本 周司君

議院運営委員

辞任

高野光二郎君  
宮本 周司君  
森屋 宏君

補欠

岡田 直樹君  
高橋 克法君  
滝波 宏文君

地方創生に関する特別委員

辞任

吉川ゆうみ君  
横山 信一君  
山下 芳生君

補欠

宮本 周司君  
杉 久武君  
吉良よし子君

災害対策特別委員

辞任

同日本議院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交・防衛委員会に付託した。

防衛省の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

同日次の議案を衆議院に送付した。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(第八十六回国会衆議院提出本院継続審査)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

空家等対策の推進に関する特別措置法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

空家等対策の推進に関する特別措置法案

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。  
まち・ひと・しごと創生法案(閣法第一号)審査報告書

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

いわゆる「女性活躍推進政策」と我が国における性差別に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七六号)

(第七六号)

自衛隊施設に隣接する土地の現況についての調査結果の公表等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第七七号)

「従軍慰安婦問題に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七八号)

ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七九号)

自衛隊による住民基本台帳閲覧及び個人情報情報の収集に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八〇号)

(第八〇号)

安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第八一号)

母子家庭等自立支援給付金事業及び病児保育に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八二号)

九電川内原発を始めとした我が国の運転停止中の原発再稼働に係る「安全」及び原発事故発生後における政府の「責任」に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八三号)

(第八三号)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。  
原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

空家等対策の推進に関する特別措置法

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

同日国会図書館建築委員会委員長から本院議による勧告を受領した。

昨日二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 太田 房江君

補欠 有村 治子君

外交防衛委員

辞任 古賀友一郎君

補欠 松山 政司君

厚生労働委員

辞任 滝沢 求君

補欠 佐藤ゆかり君

農林水産委員

辞任 馬場 成志君

補欠 吉田 博美君

国土交通委員

辞任 松山 政司君

補欠 古賀友一郎君

行政監視委員

辞任 吉田 博美君

補欠 馬場 成志君

決算委員

辞任 有村 治子君

補欠 太田 房江君

議院運営委員

辞任 宮本 周司君

補欠 高橋 克法君

高橋 克法君

宮本 周司君

補欠 森屋 宏君

滝波 宏文君

宮本 周司君

補欠 森屋 宏君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 宮本 周司君

補欠 吉川ゆうみ君

地方創生に関する特別委員

辞任 杉 久武君

補欠 横山 信一君

同日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

同日委員長から次の報告書が提出された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(閣法第二七号)審査報告書

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

信用保証協会への代位弁済請求及び信用保証協会による債務者への取立ての実態に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第九九号)

消費増税再増税延期に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇〇号)

政府開発援助大綱見直しに関する質問主意書

(藤末健三君提出)(第一〇一号)

グローバル市場拡大を前にした我が国LED産業の国家戦略に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第一〇二号)

同日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場(平成二十六年第二回)における協議の概要に関する報告書を受領した。

本日内閣総理大臣から次の通知書を受領した。  
別紙報告書が送られた旨衆議院議長へお伝えいたしました。

右お知らせいたします。  
平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議長 山崎 正昭殿

(別紙)  
日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

御名 御璽  
平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
消費者問題に関する特別委員

補欠  
末松 信介君  
辞任  
浜田 和幸君 荒井 広幸君

本日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国の統治機構に関する調査会委員

辞任  
補欠

本日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任  
補欠  
浜田 和幸君 荒井 広幸君

本日内閣から次の議案が提出された。

日本放送協会平成二十五年年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

まち・ひと・しごと創生法案  
地域再生法の一部を改正する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

本日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(第百八十六回国会提出、本院継続審査)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

本日衆議院から、本院の送付した次の衆議院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十六回国会衆議院提出、本院継続審査)

本日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査報告書  
行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査報告書  
法務及び司法行政等に関する調査報告書  
外交、防衛等に関する調査報告書  
財政及び金融等に関する調査報告書  
教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査報告書

社会保障及び労働問題等に関する調査報告書  
農林水産に関する調査報告書  
経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査報告書  
国土の整備、交通政策の推進等に関する調査報告書  
環境及び公害問題に関する調査報告書  
国家の基本政策に関する調査報告書  
予算の執行状況に関する調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査報告書  
行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書  
沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査報告書  
政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査報告書  
北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査報告書  
政府開発援助等に関する調査報告書  
消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査報告書  
東日本大震災復興の総合的対策に関する調査報告書  
原子力問題に関する調査報告書  
地方創生に関する総合的な対策樹立に関する調査報告書  
国の統治機構等に関する調査報告書  
国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告書

本日議員から次の質問主意書が提出された。  
憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇三号)  
安倍内閣の参議院憲法審査会附帯決議違反による憲法第九条解釈変更の強行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇四号)  
内閣法制局長官と法の支配に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇五号)  
失語症と障害年金制度に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇六号)

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

本日次の質問主意書を内閣に転送した。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案とテロリスト対策の強化に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八四号)

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案及びJESCOによるPCB廃棄物処理に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八五号)

特定秘密保護法に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八六号)

与那国島への自衛隊レーダー施設の設置による健康被害に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第八七号)

日米防衛協力のための指針の見直しについての中間報告に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八八号)

平成二十六年十一月の「日中関係の改善に向けた話し合い」に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八九号)

日本芸術院及び公益社団法人日展の改革の進展に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第九〇号)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定における著作権の取扱いに関する質問主意書(山田太郎君提出)(第九一号)

川内原発火山審査に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九二号)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による、福島県以外の放射性物質汚染地域の健康調査に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九三号)

自殺した自衛隊員の遺族に対する支援に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九四号)

年金積立金管理運用独立行政法人における運用と災害リスクに関する再質問主意書(櫻井充君提出)(第九五号)

IOC総会における安倍総理の発言に関する再質問主意書(櫻井充君提出)(第九六号)

フードバンクの国内における普及に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九七号)

燃油価格高騰の漁業への影響の軽減等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九八号)

信用保証協会への代位弁済請求及び信用保証協会による債務者への取立ての実態に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第九九号)

消費税再増税延期に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇〇号)

政府開発援助大綱見直しに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一〇一号)

グローバル市場拡大を前にした我が国LED産業の国家戦略に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第一〇二号)

憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇三号)

安倍内閣の参議院憲法審査会附帯決議違反による憲法第九条解釈変更の強行に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇四号)

内閣法制局長官と法の支配に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇五号)

失語症と障害年金制度に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第一〇六号)

本日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出「特別永住者」に関する質問に対する答弁書(第六七号)

参議院議員櫻井充君提出資産効果に関する質問に対する答弁書(第六八号)

参議院議員櫻井充君提出正規社員の身分と既得権益に関する質問に対する答弁書(第六九号)

参議院議員江口克彦君提出ガソリンスタンドの現状に関する質問に対する答弁書(第七〇号)

参議院議員浜田和幸君提出マレーシア航空MH一七の墜落原因の日本政府による把握状況に関する質問に対する答弁書(第七一号)

参議院議員浜田和幸君提出日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問に対する答弁書(第七二号)

参議院議員徳永エリ君提出新サービス貿易協定(TISA)交渉への日本政府の参加に関する質問に対する答弁書(第七三号)

参議院議員山本太郎君提出JR北海道の安全問題、ローカル線問題及びリニア中央新幹線に関する質問に対する答弁書(第七四号)

参議院議員山本太郎君提出原子力発電所の「事故の真実」と「負の遺産」等に関する質問に対する答弁書(第七五号)

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

まち・ひと・しごと創生法

地域再生法の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

原子力損害の補足的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

本日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

本日内閣を経由して総務大臣から、放送法第七十二条第二項の規定に基づき日本放送協会平成二十五年業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監査委員会の意見書を受領した。

本日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人科学技術振興機構法附則第五条の六第二項の規定に基づき独立行政法人科学技術振興機構平成二十五年革新技術研究開発業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

法律

法律

法律

本日内閣を經由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の七第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十五年年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書並びにこれに付する同大臣の意見を受領した。

本日内閣を經由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十五年年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

本日内閣を經由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十五年年度スポーツ振興投票に係る収益の用途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

本日議長は、ジェネラル・ラルシェ・フランス共和国上院議長より、同議長のフランス共和国上院議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受領した。

審査報告書

まち・ひと・しごと創生法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十九日

地方創生に関する特別委員長 関口 昌一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたつて活力ある日本社会を維持していくためには、まち・ひと・しごと創生が重要となつていくことに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

まち・ひと・しごと創生法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月六日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

まち・ひと・しごと創生法案

まち・ひと・しごと創生法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第八条)

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(第九条・第十条)

第四章 まち・ひと・しごと創生本部(第十一条―第二十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたつて活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となつていくことに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じ環境の整備を図ること。

二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。

三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。

四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

六 前各号に掲げる事項が行われるに当たつては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。

七 前各号に掲げる事項が行われるに当たつては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のつとて、まち・ひと・しごと

まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

と創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)  
第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)  
第五条 事業者は、基本理念に留意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)  
第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略  
第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 まち・ひと・しごと創生に関する目標  
二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向  
三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更

しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略  
都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標  
二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向  
三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

いて同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標  
二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向  
三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部  
第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣は、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

平成二十六年十一月二十一日 参議院会議録第十号 まち・ひと・しごと創生法案

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

地域再生法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十九日

地方創生に関する特別委員長 関口 昌一

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例並びに構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例を追加する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

地域再生法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月六日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

地域再生法の一部を改正する法律案

地域再生法の一部を改正する法律案

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に、「第四条の二」を「第四条の三」に、「第五節 財産の

処分の制限に係る承認の手続の特例(第十八条)」を「第五節 地域農林水産業振興施設整備計画の構造改革特別区域計画等の認定等の第七節 財産の処分の制限に係る承認の手続

作成等(第十七条の二)第十七条の四)の特例(第十八条)」の特例(第十八条)」に、「第七節 地域再生本部第二十四条―第三十三

条」を「第七章 地域再生本部(第二十四条―第三十三) 第八章 雑則(第三十四条―第三十七条) 第十三条」に改める。

第二条中「推進は」の下に、「少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化

する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から」を加える。

する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から」を加える。

第三条の二中「強化に関する施策」の下に、「地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(多様な主体の連携及び協働)

第三条の三 国は、地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係行政機関の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者その他の関係者と相互に連携し、及び協働するよう努めなければならない。

第四条第二項第四号中「同条第十項」を「同条第十五項」に改め、同条第六項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域再生基本方針は、まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第 号)第一条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二

条第一項に規定する国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならず、同条の二の見出しとして「新たな措置の提案」を付し、第二章中同条の次に次の一条を加える。

第四条の三 次条第一項の規定による認定の申請をしようとする地方公共団体(都道府県、市町

村(特別区を含む。))又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港灣局を含む。以下同じ。))は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができ、

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の提案について準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の提案がされた場合において、地域再生本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした地方公共団体に通知しなければならない。

第五条第一項中「(都道府県、市町村(特別区を含む。))又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港灣局を含む。以下同じ。))はを、単独で又は共同して」に改め、同条第四項第三号中「次号」を「第八号」に改め、同項中第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設(以下「地域農林水産業振興施設」という。)を整備する事業に関する事項

五 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二条第二項に規定する特定事業(同法第四条第一項に規定する構造改革特別

区域計画(第十項及び第十七条の五において「単に」構造改革特別区域計画」という。)が作成されているものに限る。)であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

六 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の六において「中心市街地活性化基本計画」という。))が作成されているものに限る。)であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

七 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の七において「産業集積形成等基本計画」という。))が作成されているものに限る。)であつて、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

第五条第十三項中「第十項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十五項」に、「以下」を「第三十五条を除き、以下」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項を第十六項とし、第十項を第十五項とし、第九項の次に次の五項を加える。

10 地方公共団体は、第四項第五号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の

規定による認定の申請をしようとするときは、構造改革特別区域法(昭和四十四年法律第六号)第二項において準用する場合を含む。)に規定する意見の概要(同法第四条第五項(同法第六条第二項において準用する場合を含む。))の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要を添付しなければならない。

11 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業(以下この項において「地域再生事業等」という。)に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))次項及び第十三項において同じ。))の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無(次項及び第十三項において「支援措置の内容等」と総称する。))について、その確認を求めることができる。

12 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務並びに所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした地方公共団体に回答するものとする。

13 第十一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長(当該行政機関が合

官 報 (号 外)

議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。の所掌する事務並びに所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に對し、その確認を求めるとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

14 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第十一項の規定による求めをした地方公共団体に通知するものとする。

第六条第一項中「同条第十項」を「同条第十五項」に改め、同条第二項中「前条第十項」を「前条第十五項」に、「同条第十二項」を「同条第十七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(都市再生整備計画等の提出)

第六条の二 地方公共団体は、第五条第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、併せて別表の上欄に掲げる計画を提出することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による当該地域における地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五条第十五項の認定を行うものとする。

3 第一項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があつたときは、当該計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、それぞれ同表の上欄に掲げる大臣にその写しを送付するものと

する。

4 別表の中欄に掲げる大臣が前項の規定による同表の上欄に掲げる計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について同表の下欄に掲げる提出又は送付があつたものとみなす。

第七条第一項中「第五条第十項」を「第五条第十五項」に改め、同条第二項中「第十三項」を「第十八項」に、「前条」を「前二条」に改める。

第八条第一項中「第五条第十項」を「第五条第十五項」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「事業の下に」及び「措置」を加える。

第九条中「事業の下に」及び「措置」を加える。

第十条第一項中「第五条第十項各号」を「第五条第十五項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十三項」を「第五条第十八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(認定地域再生計画に関する調整等)

第十条の二 認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合において、内閣総理大臣に對し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、必要な調整を行うものとする。

3 内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に對し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置につい

て報告を求めることができる。

第十八条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改める。

第五章中第五節を第七節とし、第四節の次に次の二節を加える。

第五節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)

第十七条の二 認定地方公共団体である市町村(以下この条において「認定市町村」という。)は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域農林水産業振興施設の整備に関する計画(当該地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この条及び次条において同じ。))又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。))であり、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外

のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下「地域農林水産業振興施設整備計画」という。を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第五条第四項第四号に規定する事業の実施主体

二 地域農林水産業振興施設の種類及び規模

三 地域農林水産業振興施設の用に供する土地の所在及び面積

四 その他農林水産省令で定める事項

4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第四号に規定する事業の目的を達成することができることと認められないこと。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第四号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。

五 地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。第十七条の四において同じ。)内の土地である場合にあっては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七条の三 前条第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五項第四項第四号に規定する事業の実施主体(次項において「地域農林水産業振興施設整備事業者」という。)が、当該地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設

の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 地域農林水産業振興施設整備事業者が、地域農林水産業振興施設整備計画に従って地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合に、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

(農用地区域の変更の特例)

第十七条の四 第十七条の二第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

第六節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

(構造改革特別区域計画の認定の手続の特例)

第十七条の五 第五項第四項第五号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。)があつたものとみなす。

(中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例)

第十七条の六 第五条第四項第六号に規定する事

業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定(同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。)があつたものとみなす。

(産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例)

第十七条の七 第五条第四項第七号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意(同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。)があつたものとみなす。

第十九条第一項中「営利を目的としない法人」を「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するもの」に改める。

第二十五条第二号中「第五条第十一項」を「第五条第十六項」に改める。

別表(第六条の二関係)

Table with 2 columns: Item description and Reference law. Includes items like '都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六條第一項の規定により作成した都市再生整備計画' and '都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成した立地適正化計画'.

第八章 雑則

(職員の派遣の要請又はあつせん)

第三十四条 地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

(職員派遣の配慮)

第三十五条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、前条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

(情報の公表)

第三十六条 内閣総理大臣は、地域再生を図るために行う事業に係る支援措置の内容に関する情報その他の政府の地域再生に関する施策に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(内閣府令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

附則の次に次の別表を加える。

Table with 2 columns: Item description and Reference law. Includes items like '国土交通大臣' and '国土交通大臣'.

第二項第二号又は第三号に掲げる事業又は事務であつて市町村又は同条第三項に規定する特定非常利活動法人等が実施するものに係るものに限る。)が記載されているものに限る。)

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六條第一項の規定により作成した地域住宅計画

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第五條第一項の規定により作成した活性化計画

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)第五條第一項の規定により作成した広域的地域活性化基盤整備計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五條第一項の規定により作成した地域公共交通網形成計画(当該地域公共交通網形成計画の変更があつたときは、その変更後のもの)

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第四條第一項の規定により作成した観光圏整備計画(当該観光圏整備計画の変更があつたときは、その変更後のもの)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、魅力ある就業の創出並びに地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の総合的かつ効果的な整備のための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて

国土交通大臣	同法第七條第一項の規定による提出
農林水産大臣	同法第六條第一項の規定による提出
国土交通大臣	同法第十九條第一項の規定による提出
国土交通大臣及び総務大臣	同法第五條第八項(同法第十項において準用する場合を含む。)の規定による送付
国土交通大臣及び農林水産大臣	同法第四條第七項(同法第九項において準用する場合を含む。)の規定による送付

て、この法律の施行後一年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月二十日

法務委員長 魚住裕一郎  
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の設定を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用  
本法施行に伴い、平成二十六年に必要経費は、約六億円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

別表(第二條関係)

区 分	報 酬 月 額
最高裁判所長官	二、〇五〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、四九五、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四三四、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三二八、〇〇〇円
一 号	一、一九八、〇〇〇円
二 号	一、〇五五、〇〇〇円
三 号	九八四、〇〇〇円
四 号	八三四、〇〇〇円
五 号	七二〇、〇〇〇円
六 号	六四六、〇〇〇円
七 号	五八五、〇〇〇円
八 号	五二六、〇〇〇円
一 号	四二七、九〇〇円
二 号	三九三、五〇〇円
三 号	三七〇、〇〇〇円

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成二十六年十一月十一日

衆議院議長 伊吹 文明  
参議院議長 山崎 正昭殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

第一條 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

判 事 補																	簡 易 裁 判 所 判 事																
四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号						
三四六、二〇〇円	三三三、五〇〇円	三〇七、八〇〇円	二八九、七〇〇円	二七九、一〇〇円	二五五、四〇〇円	二四六、四〇〇円	二三六、〇〇〇円	二二八、七〇〇円																									

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。  
第十五条中「九十八万四千円」を「九十六万四千円」に改める。  
別表を次のように改める。

平成二十六年十一月二十一日 参議院会議録第十号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

別表(第二条関係)

判 事 補																	判 事																	区 分			
二 号	一 号	十二号	十一号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	その他の高等裁判所長官	東京高等裁判所長官	最高裁判所判事	最高裁判所長官	報 酬 月 額											
七〇五、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	二二七、五〇〇円	二三四、〇〇〇円	二四一、五〇〇円	二五〇、四〇〇円	二七三、七〇〇円	二八四、一〇〇円	三〇一、七〇〇円	三一七、〇〇〇円	三三九、三〇〇円	三六二、六〇〇円	三八五、五〇〇円	四一九、二〇〇円	五一五、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	六三三、〇〇〇円	七〇五、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	九六四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇円	一、一七四、〇〇〇円	一、三〇一、〇〇〇円	一、四〇五、〇〇〇円	一、四六五、〇〇〇円	二、〇〇九、〇〇〇円												



平成二十六年十一月二十一日 参議院会議録第十号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

副 検 事															検 事														
十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号		
二二八、七〇〇円	二三六、〇〇〇円	二四六、四〇〇円	二五五、四〇〇円	二七九、一〇〇円	二八九、七〇〇円	三〇七、八〇〇円	三二三、五〇〇円	三四六、二〇〇円	三七〇、〇〇〇円	三九三、五〇〇円	四二七、九〇〇円	四四五、七〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八五、〇〇〇円	二二八、七〇〇円	二三六、〇〇〇円	二四六、四〇〇円	二五五、四〇〇円	二七九、一〇〇円	二八九、七〇〇円	三〇七、八〇〇円	三二三、五〇〇円	三四六、二〇〇円	三七〇、〇〇〇円	三九三、五〇〇円	四二七、九〇〇円	五二六、〇〇〇円		

検 事																		区 分		俸 給 月 額				
十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	東京高等検察庁検事長	その他の検事長	検事総長	次長	十六号	十七号	
二四一、五〇〇円	二五〇、四〇〇円	二七三、七〇〇円	二八四、一〇〇円	三〇一、七〇〇円	三一七、〇〇〇円	三三九、三〇〇円	三六二、六〇〇円	三八五、五〇〇円	四一九、二〇〇円	五一五、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	六三三、〇〇〇円	七〇五、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	九六四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇円	一、一七四、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円	一、三〇一、〇〇〇円	一、四六五、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円	二一六、七〇〇円	二〇八、四〇〇円	

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 第九条中「六十四万六千円」を「六十三万三千円」に改める。  
 別表を次のように改める。  
 別表(第一条関係)

副 検 事	
十九号	二三四、〇〇〇円
二十号	二二七、五〇〇円
一号	五七三、〇〇〇円
二号	五一五、〇〇〇円
三号	四三六、六〇〇円
四号	四一九、二〇〇円
五号	三八五、五〇〇円
六号	三六二、六〇〇円
七号	三三九、三〇〇円
八号	三一七、〇〇〇円
九号	三〇一、七〇〇円
十号	二八四、一〇〇円
十一号	二七三、七〇〇円
十二号	二五〇、四〇〇円
十三号	二四一、五〇〇円
十四号	二三四、〇〇〇円
十五号	二二七、五〇〇円
十六号	二一六、〇〇〇円
十七号	二〇八、二〇〇円

附 則  
(施行期日等)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次条において「新法」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。  
(給与の内払)  
第二条 新法の規定を適用する場合には、

第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。  
(経過措置)  
第三条 附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成三十年三月

三十一日までの間において、その受ける俸給月額が一部施行日の前日において受けていた俸給月額に達するまでの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 一部施行日以降に新たに検察官となつた者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される検察官との権衡上必要があると認められるときは、当該検察官には、法務大臣の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 次長検事又は検事長(東京高等検察庁検事長を除く。)で、前二項の規定による俸給を支給されるものには、検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例によることとされる特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第五条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

審査報告書  
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
平成二十六年十一月二十日  
外交防衛委員長 片山さつき  
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法律施行に要する経費は、平成二十六年度において、約二百四十三億円である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成二十六年十一月十一日  
衆議院議長 伊吹 文明  
参議院議長 山崎 正昭殿

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律  
第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。  
第十八条第二項中「五千六百九十円」を「六千三百五十円」に改める。  
第十八条の二の二中「百分の百五十五」を「百分の百七十二」に改める。  
第二十四条の二第二項中「十二万五千五百円」を「十二万六千九百円」に改める。  
第二十五条第二項中「十万八千三百円」を「十万九千四百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百七十二」に改める。  
第二十五条の二第二項中「九万四千九百円」を「九万六千円」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百七十二」に改める。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条一第五条関係)

職員の区分	職務の級		級 額	級		33	267,600	398,200
	号	俸給月額		2 俸給月額	34			
1	1	195,100	332,300	37	277,700	404,600		
2	2	196,800	334,600	38	280,200	406,100		
3	3	198,400	336,900	39	282,800	407,500		
4	4	200,100	339,200	40	285,400	409,000		
5	5	201,900	341,500	41	287,900	410,700		
6	6	203,600	343,800	42	290,500	412,100		
7	7	205,300	346,100	43	293,000	413,500		
8	8	206,900	348,400	44	295,500	415,100		
9	9	208,700	350,600	45	297,800	416,700		
10	10	210,600	352,800	46	300,400	418,000		
11	11	212,500	355,000	47	303,000	419,600		
12	12	214,400	357,200	48	305,700	421,200		
13	13	216,100	359,400	49	308,200	422,900		
14	14	218,100	361,400	50	310,700	424,300		
15	15	220,100	363,400	51	313,200	425,900		
16	16	222,100	365,500	52	315,700	427,500		
17	17	224,000	367,400	53	318,100	429,200		
18	18	226,700	369,400	54	320,300	430,700		
19	19	229,400	371,400	55	322,500	432,300		
20	20	232,100	373,400	56	324,700	433,900		
21	21	234,900	375,400	57	327,000	435,400		
22	22	237,800	377,400	58	329,200	436,900		
23	23	240,700	379,400	59	331,400	438,300		
24	24	243,500	381,300	60	333,500	439,800		
25	25	246,200	382,800	61	335,700	441,400		
26	26	249,000	384,700	62	337,900	442,900		
27	27	251,800	386,600	63	340,100	444,400		
28	28	254,600	388,500	64	342,300	445,900		
29	29	257,400	390,400	65	344,300	447,600		
30	30	260,000	392,400	66	346,500	449,100		
31	31	262,600	394,400	67	348,700	450,600		
32	32	265,200	396,400	68	350,900	452,200		

再任用職員以外の職員		再任用職員	
69	352,900	105	404,900
70	355,000	106	405,900
71	357,100	107	406,900
72	359,200	108	407,900
73	361,000	109	408,700
74	362,900	110	409,600
75	364,900	111	410,500
76	366,800	112	411,300
77	368,800	113	411,900
78	370,500	114	412,600
79	372,200	115	413,300
80	373,900	116	414,000
81	375,400	117	414,700
82	376,900	118	415,500
83	378,400	119	416,100
84	379,900	120	416,900
85	381,000	121	417,500
86	382,400	122	417,900
87	383,800	123	418,400
88	385,200	124	418,700
89	386,500	125	419,100
90	387,800	126	419,600
91	389,100	127	420,100
92	390,400	128	420,600
93	391,700	129	421,000
94	392,900	130	421,500
95	394,200	131	422,000
96	395,500	132	422,500
97	396,900	133	422,900
98	397,900	134	423,400
99	399,000	135	423,900
100	400,100	136	424,400
101	401,000	137	424,800
102	402,000		
103	403,100		
104	404,200		
			277,500
			335,400







平成二十六年十一月二十一日 参議院会議録第十号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第二条・防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 第十四条第二項中「同条第二項中」指定職俸給表を「同条第三項第一号口中」指定職俸給表に改める。  
 第十八条の二の二中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百四十一」と、「を」「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十五」と改める。

第二十二條の二第五項中「単身赴任手当」を削る。  
 第二十五條第三項及び第二十五條の二第三項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百四十一」と、「を」「六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十五」と改める。  
 附則第六項中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。  
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条―第五条関係)

職員の区分	職務の級		級		級	
	号	俸 給 月 額	1	俸 給 月 額	2	俸 給 月 額
	1	195,100	325,800	282,200	402,500	
	2	196,800	328,000	284,800	403,900	
	3	198,400	330,300	287,200	405,200	
	4	200,100	332,500	289,700	406,700	
	5	201,900	334,800	291,900	408,300	
	6	203,600	337,000	294,500	409,600	
	7	205,300	339,300	297,000	411,100	
	8	206,900	341,600	299,700	412,700	
	9	208,700	343,700	302,100	414,400	
	10	210,600	345,800	304,500	415,800	
	11	212,500	348,000	307,000	417,400	
	12	214,400	350,100	309,400	418,900	
	13	216,100	352,300	311,800	420,600	
	14	218,100	354,300	314,000	422,100	
	15	220,100	356,300	316,100	423,700	
	16	222,100	358,300	318,300	425,300	
	17	224,000	360,200	320,600	426,800	
	18	226,700	362,100	322,700	428,300	
	19	229,400	364,100	324,900	429,500	
	20	232,100	366,100	326,900	430,700	
	21	234,700	367,900	329,100	431,900	
	22	237,500	369,900	331,200	433,200	
	23	240,100	371,800	333,400	434,500	
	24	242,800	373,700	335,600	435,700	

25	245,400	375,200
26	247,900	377,000
27	250,400	378,900
28	252,900	380,800
29	255,600	382,700
30	258,000	384,600
31	260,300	386,500
32	262,600	388,500
33	264,900	390,200
34	267,200	391,900
35	269,400	393,500
36	271,600	395,300
37	274,000	396,500
38	276,000	398,000
39	278,100	399,400
40	280,200	400,800
41	282,200	402,500
42	284,800	403,900
43	287,200	405,200
44	289,700	406,700
45	291,900	408,300
46	294,500	409,600
47	297,000	411,100
48	299,700	412,700
49	302,100	414,400
50	304,500	415,800
51	307,000	417,400
52	309,400	418,900
53	311,800	420,600
54	314,000	422,100
55	316,100	423,700
56	318,300	425,300
57	320,600	426,800
58	322,700	428,300
59	324,900	429,500
60	326,900	430,700
61	329,100	431,900
62	331,200	433,200
63	333,400	434,500
64	335,600	435,700

官 報 (号 外)

再任用職員以外の職員		再任用職員	
65	337,500	107	398,700
66	339,700	108	399,600
67	341,800	109	400,400
68	344,000	110	401,300
69	346,000	111	402,100
70	348,000	112	402,900
71	350,100	113	403,500
72	352,100	114	404,200
73	353,900	115	404,900
74	355,800	116	405,600
75	357,700	117	406,200
76	359,600	118	406,700
77	361,500	119	407,100
78	363,200	120	407,500
79	364,900	121	407,900
80	366,500	122	408,200
81	368,000	123	408,500
82	369,500	124	408,700
83	371,000	125	408,900
84	372,400	126	409,200
85	373,500	127	409,500
86	374,900	128	409,700
87	376,300	129	409,900
88	377,600	130	410,200
89	378,900	131	410,500
90	380,200	132	410,700
91	381,400	133	410,900
92	382,700	134	411,200
93	384,000	135	411,500
94	385,100	136	411,700
95	386,400	137	411,900
96	387,600	138	412,200
97	389,000	139	412,500
98	390,000	140	412,700
99	391,100	141	412,900
100	392,100	142	413,200
101	393,000	143	413,500
102	394,000	144	413,700
103	395,100	145	413,900
104	396,200		
105	396,900		
106	397,800		
			272,000
			328,800

平成二十六年十一月二十一日 参議院会議録第十号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案



47	511,000	476,000	448,500	420,300	338,500	328,500	307,100	305,900	299,500	299,300	291,800	276,400
48	511,500	476,800	450,100	422,300	360,300	330,600	309,000	307,700	301,300	301,100	293,600	277,600
49	512,800	477,100	451,700	424,300	382,200	332,700	310,900	309,400	302,900	302,800	295,300	278,800
50	512,300	478,100	454,100	426,700	386,200	334,700	314,700	313,000	306,500	304,600	297,000	280,200
51	513,800	479,500	455,300	427,900	388,200	336,700	316,600	314,800	308,300	308,200	298,700	281,800
52	513,300	480,100	456,600	428,900	370,100	340,700	318,600	316,700	310,200	310,100	302,100	284,200
53	514,600	480,700	457,800	429,800	371,900	342,700	318,500	318,500	312,000	311,800	303,800	285,700
54	514,000	481,300	459,000	430,700	373,700	344,700	320,300	313,800	313,800	313,800	305,500	287,200
55	514,800	481,900	460,200	431,600	375,500	346,700	324,600	322,100	315,600	315,200	307,200	288,700
56	515,300	482,500	461,300	432,600	377,100	348,600	326,600	324,000	317,400	317,000	308,800	290,100
57		483,200	462,200	433,600	378,000	350,300	328,500	325,900	319,200	318,800	310,400	291,600
58		483,800	463,100	434,600	380,900	352,000	330,400	327,800	321,000	320,600	312,000	293,100
59		484,400	464,000	435,600	382,800	353,700	332,300	329,700	322,800	322,400	313,600	294,600
60		485,000	465,000	436,600	384,800	355,500	334,300	331,700	324,400	324,000	315,300	295,900
61		485,600	466,000	437,600	386,800	357,200	336,200	333,700	326,400	325,800	316,800	297,200
62		486,200	466,800	438,600	388,100	358,900	338,100	335,700	328,400	327,600	318,300	298,500
63		486,800	467,800	439,600	389,900	360,600	340,000	337,700	330,400	329,400	319,800	299,800
64		487,000	467,400	439,400	391,600	362,400	342,000	339,500	332,200	331,300	321,300	300,900
65		487,500	467,900	440,200	393,200	364,200	343,800	341,200	333,900	332,900	322,800	302,100
66		488,000	468,400	441,000	394,800	366,000	345,600	342,900	335,600	334,500	324,300	303,300
67		488,500	468,900	441,800	396,400	367,800	347,400	344,600	337,300	336,100	325,800	304,500
68		489,000	469,400	442,500	398,100	369,400	349,300	346,200	339,900	337,800	327,300	305,500
69		489,500	470,000	443,200	399,900	371,200	351,100	348,000	340,600	340,600	328,700	306,500
70		490,000	470,600	444,100	400,700	373,000	352,900	349,800	342,300	341,200	330,100	307,100
71		490,500	470,900	444,900	402,000	374,800	354,700	351,600	344,000	342,900	331,500	307,900
72		491,000	471,400	445,500	403,200	376,500	356,300	353,300	345,800	344,500	333,000	308,700
73		491,500	471,900	446,300	404,400	378,300	358,000	355,100	347,500	346,300	334,400	
74		492,000	472,400	447,100	405,600	380,100	359,700	356,900	349,200	348,100	335,800	
75		492,500	472,900	447,900	406,800	381,900	361,400	358,700	350,900	349,900	337,200	
76		493,000	473,400	448,500	407,800	383,800	363,200	360,400	352,700	351,500	338,700	
77		493,500	473,900	449,200	408,900	385,500	364,900	362,100	354,400	353,100	340,200	
78		494,000	474,400	449,900	410,000	387,200	366,600	363,800	356,100	354,700	341,700	
79		494,500	474,900	450,600	411,100	388,900	368,300	365,500	357,800	356,300	343,200	
80		494,800	475,400	451,200	412,100	390,400	370,100	367,100	359,300	358,000	344,500	
81		495,000	475,900	451,800	412,900	391,900	371,900	368,600	360,900	359,400	345,900	
82		495,500	476,400	452,400	413,700	393,400	373,700	370,100	362,500	360,800	347,300	
83		496,000	476,900	453,000	414,500	394,900	375,500	371,600	364,100	362,200	348,700	
84		497,000	477,400	453,500	415,100	396,500	377,100	373,100	365,500	363,700	350,100	
85		497,500	477,900	454,100	415,900	397,800	378,700	374,500	366,900	365,000	351,400	
86		498,000	478,400	454,700	416,700	399,100	380,300	375,900	368,300	366,300	352,700	
87		498,500	478,900	455,300	417,500	400,400	381,900	377,300	369,700	367,600	354,000	
88		499,000	479,400	455,900	418,200	401,600	383,400	378,800	371,200	369,000	355,200	
89		499,500	479,900	456,200	419,100	402,800	384,900	380,300	372,700	370,600	356,400	
90		500,000	480,400	456,700	420,000	404,000	386,400	381,800	374,200	372,000	357,600	
91		500,500	480,900	457,200	420,900	405,200	387,900	383,300	375,700	373,800	358,800	
92		501,000	481,400	457,700	421,600	406,400	389,500	384,900	377,300	375,400	360,000	
93		501,500	482,000	458,200	422,400	407,300	391,000	386,600	378,900	377,000	361,200	
94		502,000	482,500	458,700	423,200	408,200	392,500	388,300	380,500	378,600	362,400	
95		502,500	483,000	459,200	424,000	409,100	394,000	390,000	382,100	379,900	363,600	
96		503,000	483,500	459,700	424,800	410,000	395,500	391,500	383,800	381,400	364,800	
97		503,500	484,000	460,200	425,600	410,900	397,000	393,000	385,100	382,600	366,000	
98		504,000	484,500	460,700	426,400	411,800	398,500	394,500	386,400	383,800	367,200	
99		504,500	485,000	461,200	427,200	412,700	399,900	396,000	387,700	385,000	368,400	
100		505,000	485,500	461,700	428,000	413,600	400,400	397,400	389,000	386,200	369,600	

再任用以上の員

101						485,200	461,700	427,400	413,500	400,800	396,600	388,800	386,000	368,700	
102						485,700	462,200	428,100	414,300	401,600	397,600	389,900	386,600	369,600	
103						486,200	462,700	428,600	415,100	402,800	398,600	391,000	387,600	370,500	
104						486,700	463,200	429,500	415,900	403,800	399,600	392,100	388,400	371,400	
105						487,000	463,700	430,300	416,700	404,700	400,600	393,000	389,200	372,300	
106							464,200	430,900	417,600	405,700	401,700	394,000	390,000	373,200	
107							464,700	431,500	418,500	406,600	402,800	395,000	390,800	374,100	
108							465,200	432,100	419,400	407,700	403,900	396,000	391,600	375,000	
109							465,500	432,700	420,100	408,600	404,800	397,100	392,400	375,700	
110							466,000	433,300	420,900	409,500	405,700	397,900	393,200	376,500	
111							466,500	433,900	421,700	410,400	406,600	398,700	394,000	377,300	
112							467,000	434,500	422,500	411,300	407,500	399,500	394,800	378,100	
113							467,300	435,000	423,100	412,200	408,500	400,400	395,600	379,000	
114							468,000	435,600	423,800	413,100	409,500	401,200	396,400		
115							468,200	436,200	424,500	414,000	410,500	402,000	397,200		
116							468,800	436,800	425,200	414,900	411,500	402,800	398,000		
117							437,300	437,300	425,900	415,700	412,300	403,700	398,800		
118							437,900	437,900	426,600	416,500	413,200	404,500	399,600		
119							438,500	438,500	427,300	417,300	414,100	405,300	400,400		
120							439,100	439,100	428,000	418,100	415,000	406,100	401,200		
121							439,600	439,600	428,600	418,900	415,700	407,000	402,000		
122							440,200	440,200	429,300	419,700	416,500	407,800	402,800		
123							440,800	440,800	430,000	420,500	417,300	408,600	403,600		
124							441,400	441,400	430,700	421,300	418,100	409,400	404,400		
125							441,900	441,900	431,300	421,900	419,000	410,300	405,200		
126							442,500	442,500	432,000	422,600	419,800	411,100	406,100		
127							443,100	443,100	432,700	423,300	420,600	411,900	407,000		
128							443,700	443,700	433,400	424,000	421,400	412,700	407,900		
129							444,200	444,200	434,000	424,800	422,300	413,600	408,600		
130							434,700	434,700	425,600	425,600	423,100	414,400			
131							435,400	435,400	426,400	426,400	423,900	415,200			
132							436,100	436,100	427,200	427,200	424,700	416,000			
133							436,700	436,700	428,100	428,100	425,600	416,900			
134							437,400	437,400	429,000	429,000	426,400	417,700			
135							438,100	438,100	429,700	429,700	427,200	418,500			
136							438,800	438,800	430,500	430,500	428,000	419,300			
137							439,400	439,400	431,200	431,200	428,800	420,200			
138							432,100	432,100	429,600	429,600	429,600	421,000			
139							433,000	433,000	430,400	430,400	430,400	421,800			
140							433,900	433,900	431,200	431,200	431,200	422,600			
141							434,600	434,600	432,000	432,000	432,000	423,400			
142							435,400	435,400	432,800	432,800	432,800				
143							436,200	436,200	433,600	433,600	433,600				
144							437,000	437,000	434,400	434,400	434,400				
145							437,700	437,700	435,200	435,200	435,200				
504,100						352,100	334,400	303,300	286,100	280,400	280,200	273,300	271,800	263,600	246,400
460,700															
445,700															
390,700															

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

備考(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給する職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

備考(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二欄又は三欄に定める額の俸給を支給する職員の範囲は、官職及び一俸級に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

備考(四) 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き継いで勤務すること困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第十八条の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第四条において「新法」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(適用日における最高の号俸を超える俸給月額)の切替え)
第二条 平成二十六年四月一日(以下この条及び次条において「適用日」という。)の前日において法第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員

の適用日における俸給月額は、防衛省令で定める。
(適用日前の異動者の号俸の調整)
第三条 適用日前に職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この条及び附則第七条において同じ。)を異にして異動した職員及び防衛省令で定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級又は階

級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
第四条 新法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額)の切替え)
第五条 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において法第五条第四項若しくは第五項、第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(平成二十七年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額)
第六条 医師又は歯科医師である自衛官(法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。)の俸給月額は、第二条の規定による改正後の法別表第二の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(切替日前の異動者の号俸の調整)
第七条 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び防衛省令で定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)
第八条 切替日の前日から引き続き同一の関係俸給表(法別表第一若しくは別表第二、一般職の職員)の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))別表第一、別表第六イ、別表第七、別表第八(イ)を除く。、別表第十若しくは別表第十一、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項の俸給表又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第百六十五号)第六条第一項の俸給表若しくは同条第二項の俸給表をいう。以下この条において同じ。))の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(防衛省令で定める職員を除く。))には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(特定職員(法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された者を除く。))及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官(法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。))をいう。以下この項において同じ。))にあつては、五十五歳に達した日後にお

ける最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額を俸給として支給する。
2 切替日から自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第百号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「別表第六イ、別表第七、別表第八(イ)を除く。」とあるのは、「別表第六から別表第八(イ)を除く。」とあるとする。
3 切替日の前日から引き続き関係俸給表の適用を受ける職員第一項に規定する職員を除く。))について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
4 切替日以降に新たに関係俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して第一項又は前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。

第九条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項及び法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号から第四号までの規定の適用については、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項中「俸給月額」とあるのは「俸

給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第八条の規定による俸給の額との合計額」と、法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」と読み替えるものとする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下この項において「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額」と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成二十六年防衛省給与改正法第二条の規定による改正前の別表第二」とする。

「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額」と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成二十六年防衛省給与改正法第二条の規定による改正前の別表第二」とする。

(平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例)

第十条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)附則第九条の規定は、平成二十七年三月三十一日までの

間における法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例

第十一条 一般職給与改正法附則第十条の規定は、切替日から平成三十年三月三十一日までの間における法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第二項、第十一条の五及び第十二条の二第二項の規定の適用については、この場合において、一般職給与改正法附則第十条の表中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

(広域異動手当に関する特例)

第十二条 一般職給与改正法附則第十一条の規定は、切替日から平成二十八年三月三十一日まで間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八第一項の規定の適用については、準用する。

(地域手当に関する経過措置)

第十三条 第二条の規定の施行の際現に法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同条第二項各号に定める割合をいう。以下	防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省給与法」という。)第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下「平成二十六年一般職給与改正法」という。)第一条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。以下
同条第一項	第十一条の三第一項
同条第二項各号	防衛省給与法第十四条第二項において準用する平成二十六年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号
同条第一項	第十一条の三第一項

第一項	同条第二項各号に定める割合をいう。以下	防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省給与法」という。)第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下「平成二十六年一般職給与改正法」という。)第一条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。以下
第二項	同条第一項	第十一条の三第一項
第三項	同条第二項各号	防衛省給与法第十四条第二項において準用する平成二十六年一般職給与改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号
同条第一項		第十一条の三第一項

2 第二条の規定の施行の際現に法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七

第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法第十一条の三若しくは一般職給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に

百六十六号)第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をい」と読み替えるものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第十四条 一般職給与改正法附則第十三条の規定は、切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八第一項の規定の適用については、準用する。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十六条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「単身赴任手当」を削る。

審査報告書

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月二十日

文教科学委員長 水落 敏栄

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力損害の補完的な補償に関する条約の適確かつ円滑な実施を図るため、原子力損害を賠償するために必要な資金の補助その他必要な事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

条約の締結及び本法の施行により、一定の場合に、拠出金支払義務が生ずるため、予算措置を必要とする。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月十三日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 原子力損害賠償資金の補助(第三条)

第三章 負担金

第一節 一般負担金(第四条―第九条)

第二節 特別負担金(第十条―第十二条)

第四章 雑則(第十三条―第十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約(以下「条約」という。)の実施に伴い、原子力損害を賠償するために必要な資金(第三条及び第十一条において「原子力損害賠償資金」という。)の補助その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力損害」とは、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七号。以下この条において「賠償法」という。)第二条第二項に規定する原子力損害(賠償法第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者が工場又は事業所内に設置した原子力施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。次項において「規制法」という。)第二条第七項に規定する原子力施設をいう。)において使用される設備について生じた損害を除く。)をいう。

2 この法律において「原子力事業者」とは、規制法第二十三条第一項の許可(船舶に設置する試験研究用等原子炉(同項に規定する試験研究用等原子炉をいう。)に係る許可を除く。)を受けた者及び賠償法第二条第三項第三号から第八号までに掲げる者(国を除く。)並びにこれらの者であつた者であつて、原子炉の運転等(同条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。)をしているもの(原子炉の運転等をしていないものを含む。)をいう。

第二章 原子力損害賠償資金の補助

第三条 国は、原子力事業者が原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実一について政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、条約第十三条1から4までの規定により日本の

裁判所が管轄権を有することとされているときは、当該原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該原子力損害のうち次に掲げるもの(第十条第一項及び第十一条において「対象原子力損害」という。)に係る原子力損害賠償資金の一部を補助するものとする。

一 条約の締約国(次号において単に「締約国」という。)の領域内において生じたもの

二 公海(海洋法に関する国際連合条約(二)において「国連海洋法条約」という。)に規定する排他的経済水域(二)において単に「排他的経済水域」という。)を含む。又はその上空において生じたものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 締約国、締約国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、締約国の法令に基づいて設立された法人その他の団体、締約国の国籍を有する者又は条約に基づき締約国がその国民とみなす者(八)において「締約国等」という。)が受けたもの

ロ 締約国の国籍を有する船舶若しくは航空機内で生じたもの又は当該船舶若しくは航空機について生じたもの

ハ 締約国等が設置する人工島、施設若しくは構築物において生じたもの又は当該人工島、施設若しくは構築物について生じたもの

二 締約国の排他的経済水域若しくはその上空又は国連海洋法条約に規定する大陸棚における天然資源の探査又は開発のための活動に関し生じたもの

第三章 負担金

第一節 一般負担金

(一般負担金の徴収及び納付義務)

第四条 文部科学大臣は、条約第四条1(c)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者(原子炉の運転等をしてゐるものに限る。以下この節において同じ)から、毎年度、一般負担金を徴収する。

2 原子力事業者は、一般負担金を納付する義務を負う。

(一般負担金の額の算定方法)

第五条 各原子力事業者から徴収する一般負担金の額の算定方法は、条約第四条1(c)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、各原子力事業者が行う原子炉の運転等の行為の種類その他の事情を考慮して、政令で定める。

(一般負担金の額の決定、通知等)

第六条 文部科学大臣は、前条の政令で定める一般負担金の額の算定方法に従い、各原子力事業者が納付すべき一般負担金の額を決定し、当該各原子力事業者に対し、その者が納付すべき一般負担金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、一般負担金の額を算定するため必要があるときは、原子力事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(一般負担金の納付の督促等)

第七条 文部科学大臣は、前条第一項の規定による通知を受けた原子力事業者がその納付期限までに一般負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による督促をした場合においては、文部科学省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、年十四・五パーセントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

(先取特権の順位)

第八条 一般負担金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第九条 一般負担金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

第二節 特別負担金

(特別負担金の徴収及び納付義務)

第十条 文部科学大臣は、条約第四条1(b)の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者であつて、その原子力損害(対象原子力損害を含む場合に限る。)の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実一について政令で定める金額を超えたものから、特別負担金を徴収する。

2 前項に規定する原子力事業者は、特別負担金を納付する義務を負う。

(特別負担金の額の算定方法)

第十一条 前条第一項に規定する原子力事業者から徴収する特別負担金の額の算定方法は、条約第四条1(b)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、当該原子力事業者の

対象原子力損害に係る原子力損害賠償資金の額その他の事情を考慮して、政令で定める。

(準用)

第十二条 第六条から第九条までの規定は、第十条第一項に規定する原子力事業者から徴収する特別負担金について準用する。この場合において、第六条第一項中「前条」とあるのは「第十一条」と、第八条及び第九条中「この節」とあるのは「次節」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第十三条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(文部科学省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

(罰則)

第十五条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若

しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 第二章及び第三章第二節の規定は、この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における当該原子力損害の賠償については、適用しない。

審査報告書

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月二十日

文部科学委員長 水落 敏榮  
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結に伴い、原子力事業者間の核燃

料物質等の運搬により生じた原子力損害を賠償する責任に関する特約については書面によらなければならないこととする。核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約については当該契約の保険者は当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においてはこれを解除することができないこととする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月十三日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)  
第一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第二条第一項第五号中「次項及び次条第二項において」を「以下」に改める。

第三条第二項中「原子力事業者間に」の下に「書面による」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。  
(被害者に重大な過失がある場合における損害賠償の額の算定)

第四条の二 第三条の場合において、被害者に重大な過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

第五条第一項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるとき」を「他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限り。)」に改め、同条第二項中「関し」の下に「書面による」を加える。

第三章第二節第九条の次に次の一条を加える。  
(責任保険契約の解除の制限)

第九条の二 保険者は、責任保険契約を解除しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その旨を当該責任保険契約の被保険者に通知しなければならない。

3 責任保険契約の解除は、文部科学大臣が当該解除に係る第一項の規定による届出を受理した日から起算して九十日の後に、将来に向かってその効力を生ずる。

4 核燃料物質等の運搬に係る責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができない。

5 前二項の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とする。

附則第四条第二項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるとき」を「他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限り。)」に、「当該第三者」を「当該自然人」に改める。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)  
第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十八条を第十九条とする。  
第十七条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物」を「核燃料物質等」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(補償契約の解除の制限)  
第十六条 核燃料物質等(賠償法第二条第一項第五号に規定する核燃料物質等をいう。以下この条及び第十八条第二項において同じ。)の運搬に係る補償契約については、政府は、第十四条第一項及び前条第一項の規定にかかわ

らず、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができない。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行われている核燃料物質等(第一条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法」という。))の運搬については、第一条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律(以下「新賠償法」という。))第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新賠償法第四条の二の規定は、この法律の施行前に原子力損害(旧賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。次項において同じ。)の発生の原因となつた事実が生じた場合における損害賠償の額の算定については、適用しない。

3 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新賠償法第九条の二の規定は、この法律の施行前に締結された原子力損害賠償責任保険契約については、適用しない。

投票者氏名

日程第一 まち・ひと・しごと創生法案(内閣提出、衆議院送付)  
日程第二 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
賛成者氏名 一三七名

- 愛知 治郎君 青木 一彦君  
赤池 誠章君 赤石 清美君  
有村 治子君 井原 巧君  
石井 準一君 石井 浩郎君  
石井 正弘君 石田 昌宏君  
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君  
猪口 邦子君 岩井 茂樹君  
岩城 光英君 宇都 隆史君  
上野 通子君 江島 潔君  
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君  
大家 敏志君 大沼みずほ君  
大野 泰正君 太田 房江君  
岡田 直樹君 岡田 広君  
片山さつき君 金子原二郎君  
木村 義雄君 岸 宏一君  
北川イツセイ君 北村 経夫君  
熊谷 大君 小泉 昭男君  
小坂 憲次君 古賀友一郎君  
上月 良祐君 鴻池 祥肇君  
佐藤 信秋君 佐藤 正久君  
酒井 庸行君 山本 昭子君  
島尻安伊子君 島田 三郎君  
島村 大君 末松 信介君  
世耕 弘成君 関口 昌一君  
伊達 忠一君 高階恵美子君

投票者氏名

- 高野光二郎君 高橋 克法君  
滝沢 求君 滝波 宏文君  
武見 敬三君 柘植 芳文君  
塚田 一郎君 鶴保 庸介君  
堂故 茂君 豊田 俊郎君  
中泉 松司君 中川 雅治君  
中曾根弘文君 中西 祐介君  
中原 八一君 長峯 誠君  
二之湯 智君 二之湯武史君  
西田 昌司君 野上浩太郎君  
野村 哲郎君 羽生田 俊君  
長谷川 岳君 馬場 成志君  
橋本 聖子君 林 芳正君  
福岡 資麿君 藤井 基之君  
藤川 政人君 堀井 巖君  
堀内 恒夫君 舞立 昇治君  
牧野たかお君 松下 新平君  
松村 祥史君 松山 政司君  
丸川 珠代君 丸山 和也君  
三木 亨君 三原じゅん子君  
三宅 伸吾君 水落 敏栄君  
溝手 顕正君 宮沢 洋一君  
宮本 周司君 森 まさこ君  
森屋 宏君 山崎 力君  
山下 雄平君 山田 修路君  
山田 俊男君 山谷えり子君  
山本 一太君 山本 順三君  
吉田 博美君 若林 健太君  
脇 雅史君 渡辺 猛之君  
渡邊 美樹君 秋野 公造君  
荒木 清寛君 石川 博崇君

反対者氏名

- 魚住裕一郎君 河野 義博君  
佐々木さやか君 杉 久武君  
竹谷とし子君 谷合 正明君  
長沢 広明君 新妻 秀規君  
西田 実仁君 浜田 昌良君  
平木 大作君 矢倉 克夫君  
山口那津男君 山本 香苗君  
山本 博司君 横山 信一君  
若松 謙維君 薬師寺みちよ君  
アノニオ猪木君 江口 克彦君  
中野 正志君 中山 恭子君  
荒井 広幸君 浜田 和幸君  
平野 達男君

興石 東君 一名

日程第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
日程第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

- 愛知 治郎君 青木 一彦君  
赤池 誠章君 赤石 清美君  
有村 治子君 井原 巧君  
石井 準一君 石井 浩郎君  
石井 正弘君 石田 昌宏君  
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君  
猪口 邦子君 岩井 茂樹君  
岩城 光英君 宇都 隆史君  
上野 通子君 江島 潔君

<p>堀内 恒夫君 牧野たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三木 亨君 三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮本 周司君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 俊男君 山本 一太君 吉田 博美君 脇 雅史君 渡邊 美樹君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君 長沢 広明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 浜田 和幸君 輿石 東君</p>	<p>舞立 昇治君 松下 新平君 松山 政司君 丸山 和也君 三原じゅん子君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 山崎 力君 山田 修路君 山谷えり子君 山本 順三君 若林 健太君 渡辺 猛之君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君 谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 荒井 広幸君 平野 達男君</p>	<p>日程第五 防衛省の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 一三八名</p> <p>愛知 治郎君 赤池 誠章君 有村 治子君 石井 準一君 石井 正弘君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 上野 通子君 衛藤 晟一君 大家 敏志君 大野 泰正君 岡田 直樹君 片山さつき君 木村 義雄君 北川イツセイ君 熊谷 大君 小坂 憲次君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 酒井 庸行君 島尻安伊子君 島村 大君 世耕 弘成君 伊達 忠一君 高野光二郎君 滝沢 求君 武見 敬三君</p>	<p>谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 アノ下才猪末君 中野 正志君 荒井 広幸君 平野 達男君</p> <p>長沢 広明君 西田 実仁君 平木 大作君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 江口 克彦君 中山 恭子君 和田 和幸君 輿石 東君</p>
<p>反対者氏名 薬師寺みちよ君 一名</p>	<p>青木 一彦君 赤石 清美君 井原 巧君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 江島 潔君 尾辻 秀久君 大沼みずほ君 太田 房江君 岡田 広君 金子原二郎君 岸 宏一君 北村 経夫君 小泉 昭男君 古賀友一郎君 鴻池 祥肇君 佐藤 正久君 山東 昭子君 島田 三郎君 末松 信介君 関口 昌一君 高階恵美子君 高橋 克法君 滝波 宏文君 柘植 芳文君</p>	<p>塚田 一郎君 堂故 茂君 中泉 松司君 中曾根弘文君 中原 八一君 二之湯 智君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 堀内 恒夫君 牧野たかお君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三木 亨君 三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮本 周司君 森屋 宏君 山崎 力君 山田 修路君 山谷えり子君 山本 順三君 若林 健太君 渡辺 猛之君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 杉 久武君</p>	<p>日程第六 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) 反対者氏名 薬師寺みちよ君 一名</p> <p>愛知 治郎君 赤池 誠章君 有村 治子君 石井 準一君 石井 正弘君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 上野 通子君 衛藤 晟一君</p> <p>青木 一彦君 赤石 清美君 井原 巧君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 江島 潔君 尾辻 秀久君</p>
<p>日程第七 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 一三九名</p>	<p>鶴保 庸介君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 中西 祐介君 長峯 誠君 二之湯武史君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 馬場 成志君 林 芳正君 藤井 基之君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松下 新平君 松山 政司君 丸山 和也君 丸川 珠代君 三木 亨君 三宅 伸吾君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 森 まさこ君 柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 俊男君 山本 一太君 吉田 博美君 脇 雅史君 渡邊 美樹君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 佐々木さやか君 竹谷とし子君</p>	<p>谷合 正明君 新妻 秀規君 浜田 昌良君 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 荒井 広幸君 平野 達男君</p>	<p>日程第七 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 一三九名</p> <p>愛知 治郎君 赤池 誠章君 有村 治子君 石井 準一君 石井 正弘君 磯崎 仁彦君 猪口 邦子君 岩城 光英君 上野 通子君 衛藤 晟一君</p> <p>青木 一彦君 赤石 清美君 井原 巧君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 江島 潔君 尾辻 秀久君</p>

大家 敏志君	大沼みずほ君
大野 泰正君	太田 房江君
岡田 直樹君	岡田 広君
片山さつき君	金子原二郎君
木村 義雄君	岸 宏一君
北川イツセイ君	北村 経夫君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	古賀友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
島尻安伊子君	島田 三郎君
島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 祐介君
中原 八一君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	堀井 巖君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松下 新平君

松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君
宮本 周司君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 力君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
若林 健太君	脇 雅史君
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
秋野 公造君	荒木 清寛君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	佐々木さやか君
杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
薬師寺みちよ君	アントニオ猪木君
江口 克彦君	中野 正志君
中山 恭子君	荒井 広幸君
浜田 和幸君	平野 達男君
興石 東君	

「特別永住者」に関する質問主意書  
 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
 平成二十六年十一月十一日  
 有田 芳生  
 参議院議長 山崎 正昭殿

「特別永住者」に関する質問主意書  
 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法で定められている特別永住者について以下質問します。  
 一 いま、日本に特別永住者は何人いますか。具体的な人数を国籍別にお示し下さい。  
 二 どういう歴史的経過と理由で特別永住者が生まれることになったのですか、政府の見解をお示し下さい。  
 右質問する。  
 平成二十六年十一月二十一日  
 内閣総理大臣 安倍 晋三  
 参議院議長 山崎 正昭殿  
 参議院議員有田芳生君提出「特別永住者」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について  
 法務省の在留外国人統計(平成二十六年六月末現在)によれば、国籍・地域別の特別永住者の数は、スリランカが二人、中国が千七百五十九人、台湾が六百四十八人、インドが五人、インドネシアが八人、イランが九人、イスラエルが二人、韓国・朝鮮が三十六万四人、ラオスが一人、マレーシアが十一人、ネパールが四人、パキスタンが三人、フィリピンが四十六人、シンガポールが三人、タイが十人、ベルギーが四人、ブルガリアが一人、デンマークが三人、フィンランドが二人、フランスが六十七人、ドイツが十四人、ギリシャが八人、ハンガリーが二人、アイルランドが六人、イタリアが十二人、オランダが十三人、ポーランドが二人、ルーマニアが二人、ロシアが八人、スペインが三人、スウェーデンが九人、スイスが十八人、英国が八十一人、ウクライナが一人、スロバキアが二人、コンゴ民主共和国が一人、ガーナが一人、モロッコが三人、ナイジェリアが十五人、エジプトが二人、カナダが百五人、コスタリカが二人、ジャマイカが一人、メキシコが七人、米国が七百二十六人、アルゼンチンが二人、ブラジルが二十八人、ペルーが四人、オーストラリアが百五人、ニュージーランドが三十一人及び無国籍が八十七人である。

二について  
 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)は、昭和二十年九月二日以前から引き続き我が国に在留し、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)の発効により日本の国籍を離脱した者等について、そのような人々が我が国に多数在留しており、その我

が国社会における定任性が強まっていたこと等に鑑み、その法的地位の安定化を図るため、特別永住者として我が国に永住することができる資格を設けたものである。

資産効果に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月十二日

櫻井 充

参議院議長 山崎 正昭殿

資産効果に関する質問主意書

平成二十六年十一月四日の参議院予算委員会における私の質疑に対して、安倍内閣総理大臣は「経済学者が分析する資産効果として申し上げたわけでありまして、資産効果としては、言わば賃金が上がった場合、賃金が上がっていくというのは、まさにそれぞれの勤労者にとつて一年間一生懸命頑張った結果でありますから、その支出については当然慎重に考えていくわけでございまして、株価については、株価が上がったものに対しては、これはすぐに消費に回る傾向が分析の結果高いというのが事実でありまして、言わば資産効果としての意味について私は申し上げたわけでありまして、資産効果として株価が高いというのは、これは多くの経済学者が指摘しているところではないかと思ひます。」との答弁を行った。そこで、この答弁を基に、以下質問する。

一 「株価が上がったものに対しては、これはすぐに消費に回る傾向が分析の結果高いというのが事実」であるとの答弁について、その根拠及び学説を明示されたい。

二 「資産効果として株価が高いというのは、これは多くの経済学者が指摘しているところではないかと思ひます。」との答弁について、株価の上昇による資産効果が賃金の上昇による経済への効果より高いとの認識を述べたものと受け止めている。

三 「量的・質的金融緩和」の効果によつて資産が増えた国民の割合は、どの程度と認識しているのか。また、アベノミクスによる恩恵が、まだ行き届いていない国民の割合は、どの程度と認識しているのか。

四 第一次安倍内閣当時の経済状況を見ると、日経平均株価が一万七千円台から一万八千円台で推移した時期があるなど、株式市況は比較的活況を呈しており、上場企業の経常利益についても過去最高を更新していた。その一方で、企業の利益が必ずしも賃上げに結び付いていたわけではなく、多くの国民にとっては実感なき景気

回復であったとも言われている。

回復であったとも言われている。いわゆるトリクルダウン理論に基づく政策は非効率であり、中間層をしっかりとしたものとする政策を講ずることが、より多くの国民に恩恵をもたらすものであると考えるが、政府の見解を示されたい。

五 十月三十一日に日本銀行が「量的・質的金融緩和」の拡大を決定したことを受け、円安・株高が進展している。日経平均株価は十一月十一日の終値で一万七千円を上回り、年初来高値を更新した。しかし、日経平均株価をドル建てに換算した「ドル建て日経平均」では、昨年や今年の高値を更新するには至っていないと見られる。このことから考えて、最近の株価上昇は、金融緩和が急激な円安を誘導したことによる為替要因がもたらしたものであつて、我が国経済の実勢を必ずしも反映していないと考える。

こうした株価上昇により、企業や家計の保有金融資産の評価額が増加したとしても、実質的な資産の価値が増加したと受け止めることはできないと考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員櫻井充君提出資産効果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出資産効果に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の安倍内閣総理大臣の答弁は、例えば、平成二十五年年度年次経済財政報告を参考に、平成二十五年の景気回復局面において、所得よりも株価の上昇の方が、消費拡大へ寄与していた旨を答弁したものである。

三及び四について

第二次安倍内閣では、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、日本銀行による量的・質的金融緩和の実施を含む大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を「三本の矢」として、新たな経済政策である「アベノミクス」を強力に推進してきたところである。当該経済政策の効果もあり、現在我が国経済は、物価動向がデフレ状況ではなくなるなど、力強さを取り戻しつつあるものの、その効果は、まだ日本の隅々にまで行き渡っていないと言えない。

このため、政府としては、成長戦略を確実に実行し、経済再生と財政再建を両立させながら、拡大した企業収益を賃金上昇につなげ、個人消費を拡大させることで更なる企業収益の拡大に結び付けるという経済の好循環を確かなものとし、御指摘のように「中間層をしっかりとしたもの」とし、景気回復の実感を全国津々浦々に届けてまいりたいと考えている。

株価上昇の要因については一概に申し上げら

れないが、一般的に申し上げれば、株価が上昇すれば企業や家計が保有する金融資産の評価額も上昇していくものと認識している。

正規社員の身分と既得権益に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月十二日

櫻井 充

参議院議長 山崎 正昭殿

正規社員の身分と既得権益に関する質問主意書

多くの国民は雇用が不安定であることに大きな不安を感じており、正規社員の割合はまだまだ大変低い状況であると考へている。このことにより、多くの国民は将来に不安を持っている。そこで、以下質問する。

- 一 産業競争力会議の民間議員である竹中平蔵氏は「正規社員の身分は守られすぎであり、既得権益者である」という主旨の発言を様々な場において行っている。正規社員の身分は既得権益であると政府も認識しているのか、明らかにされたい。もし、既得権益でないのであれば、このような主張をする人物は産業競争力会議の民間議員として適切ではないと考へるが、いかがか。
- 二 国家の諮問会議に有識者として議論する上

で、民間議員が自らの属している企業の利益になるような提案をすることは当然といえる。利益相反が起きる可能性について、政府の見解を明らかにされたい。

三 政府は正規社員の制度を維持したまま日本経済を活性化することはできないと考へているのか、「はい」又は「いいえ」で示されたい。

四 安倍内閣総理大臣は、「いかなる既得権益も、私のドリルの刃の前では無傷ではられない」という主旨の勇ましい発言をダボス会議等の様々な場所で行っている。正規社員という身分制度は、安倍内閣総理大臣の言う「ドリルの刃」の前で無傷なのか、若しくは傷つのか明らかにされたい。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員櫻井充君提出正規社員の身分と既得権益に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出正規社員の身分と既得権益に関する質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねについては、個人としての発言に関するものであり、政府としてお答へする立場にはない。

二 について

御指摘の「利益相反が起きる可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答へすることは困難であるが、産業競争力会議の構成員は、内閣総理大臣及び関係国務大臣のほか、産業競争力の強化及び国際展開戦略に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者であり、それぞれの所属する組織の立場を離れ、公共の利益のために同会議に参画しているものである。さらに、最終的な政策決定は内閣の責任で行っているところである。三及び四について

お尋ねの「正規社員の制度」及び「正規社員」という身分制度の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答へすることは困難である。

ガソリンスタンドの現状に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月十三日

江口 克彦

参議院議長 山崎 正昭殿

ガソリンスタンドの現状に関する質問主意書

日常生活を営むための移動手段として、自動車は必要不可欠であるが、自動車の燃料となるガソリンや軽油を供給しているガソリンスタンド(サービステーション)以下「SS」という。

は、ピークであった六万四千二百一十所が平成六年度末時点から、三万四千七百六十六所が平成二十五年末時点へと四割以上も減少している。さらに、全市町村数の約十五パーセントに相当する二百六十五自治体が、SS数が三か所以下の、いわゆる「SS過疎地」となっている。こうした現状を踏まえ、以下質問する。

- 一 我が国の自家用乗用車の世帯当たり普及台数は、東京、大阪、神奈川、京都、兵庫の都市部以外の四十二道県において一台を超えている。また、福井、富山、山形といった十二県では一・五台を超えており、地方における代え難い移動手段となっている。さらに、SSでは、ガソリンや軽油だけでなく、冬季の暖房用燃料等となる灯油を扱っているケースも多く、灯油の宅配サービスを含め、地域においてSSの存続は正にライフラインとも言える。SS過疎地の実情に対する認識及び二〇二〇年におけるSS過疎地に該当する自治体数の将来見通しについて、政府の見解を示されたい。
- 二 SSの廃業理由としては、価格競争の激化、地域需要の減少、施設の老朽化が挙げられるが、近年では後継者の不在も指摘されている。後継者問題について、政府の認識を示されたい。
- 三 給油所の減少に直面した地域では、自治体がSSを所有するケースや、農産品の販売などの給油以外の収入源を確保して、SSを維持する動きもみられる。本年四月に閣議決定したエネルギー基本計画においても、「民間事業者によ

る経営が難しい場合でも、地域の実情に依じて石油製品を含めた地域コミュニティに必要な物資・サービスの供給体制を維持していくことが必要である。このため、関係省庁や自治体との連携を強化し、総合的な地域政策の一環として機能維持策を検討していく。」とされている。こうした機能維持策について、政府内における現在の検討状況を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十一月二十一日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出ガソリンスタンドの現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出ガソリンスタンドの現状に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「SS過疎地の実情に対する認識」については、全国の給油所数は平成六年度末以降減少し続けており、自動車用ガソリンや農業機械用軽油等の給油や、高齢者への冬季の灯油配達等に支障を来すといった事例も発生している」と認識している。

また、お尋ねの「二〇二〇年におけるSS過疎地に該当する自治体数の将来見通し」については、正確な見通しを示すことは困難であるが、市町村内の給油所数が三か所以下の地域は年々増加しており、こうした傾向は今後も続い

ていくものと思われる。

二について

御指摘の「後継者問題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、後継者の不在も平成六年度末以降における給油所数の減少傾向の一因と認識している。

三について

御指摘の「機能維持策」については、従来から、地域における石油製品の安定供給を確保する観点から地域の揮発油販売業者が事業を継続できるように、地下タンクの入替えに対する補助を行っているが、当該補助について平成二十六年年度からは、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)に基づく過疎地域自立促進市町村計画において、給油所の整備・維持が盛り込まれる等、揮発油販売業者と地方公共団体とが連携したと認められる場合に、その補助率を引き上げるとともに、地方公共団体が、自ら所有する給油所に係る地下タンクの入替え等を行う場合も補助の対象とする等の見直しを行ったところである。

また、これらの措置に加え、現在、資源エネルギー庁は、揮発油販売業者、石油精製業者等石油製品の関係者と共に石油製品の持続可能な供給体制についての検討を行うとともに、関係省庁や地方公共団体への働きかけも行っている。今後、更に石油製品の関係者、地方公共団体及び関係省庁との連携を強化していく考えである。

マレーシア航空MH一七の墜落原因の日本政府による把握状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十一月十三日  
参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

マレーシア航空MH一七の墜落原因の日本政府による把握状況に関する質問主意書

政府による把握状況に関する質問主意書  
国の安全保障に関わる情報収集衛星の運用状況は各国とも軍事機密の扱いであるが、その任務の性質上、ある程度運用状況を秘匿することはやむを得ない。他方、その運用に関わる予算は国費をもつて充てられるのであり、納税者たる国民がその実情について全く知ることができないということとは妥当ではない。

このような観点から、以下質問する。

一 内閣官房組織令第四条の二第二項第一号でいう情報収集衛星の定義は、「我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星(以下「本件人工衛星」という。)であるが、政府は現在、どの程度の本件人工衛星を保有しているのか、具体的に示されたい。

二 政府の保有する本件人工衛星の運用に関わる予算について、過去三年間の額を示されたい。

三 評論家の副島隆彦氏が平成二十六年十一月に公刊した著作「官製相場の暴落が始まる」の二百五十七頁において、平成二十六年七月のマレー

シア航空MH一七の墜落事故に関連して、「日本政府は、事故から四日目の七月二十日にはマレーシア機墜落の真実を知ってしまった。自衛隊の情報本部からもたらされる、日本が独自に密かに持っている二個の人工衛星から衛星画像が入った。」「マレーシア機を撃墜したのは、ウクライナ政府の指揮下にあるウクライナ空軍の「スホイ二五」である」との指摘がある。この事実関係について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出マレーシア航空MH一七の墜落原因の日本政府による把握状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出マレーシア航空MH一七の墜落原因の日本政府による把握状況に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの情報収集衛星については、光学衛星二機及びレダ衛星二機を現在保有しているところであるが、情報収集衛星の性能については、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

お尋ねの情報収集衛星の運用に必要な経費としての予算額は、平成二十四年度が百三十五億

千七百八十一万六千円、平成二十五年度が百十六億三千八百七十五万千円及び平成二十六年度が百六億五十万五千円である。  
三について

特定の書籍における個別の記述について、答弁することは差し控えたい。

日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月十三日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿

日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問主意書

アフリカ大陸の北西端に位置する旧スペイン領サハラ(以下「西サハラ」という。)では、モロッコからの独立をめぐる問題、西サハラの領有権を主張する周辺国の対立、さらには民族解放組織がからみあい、複雑な紛争状況を示している。

外務省のホームページにおいても、「一九七四年、スペインが同地域から撤退後、この地域の領有を主張するモロッコと独立を目指すポリサリオ戦線との間で、武力紛争が発生しました。この紛争は一九八八年に停戦が成立し、国連の監視のもとでの状況が維持されています。この地域の帰属問題に関する話し合いは度々行われてきています

が、未だ問題の解決に至っていません」と示されている。

平成二十六年九月の「第六十九回国連総会における一般討論演説」において、首相は、「エボラ出血熱との闘いに、日本政府は能う限りの力を尽くします。アフリカの平和と、安全保障を直接左右するものとしてこの危機をとらえ、国際社会は一致して当たらなくてはなりません」と述べた上で、「アフリカ開発のため昨年開いたTICAD D Vにおいて、我が政府は、アフリカにおける健康問題に対処するため五億ドルを準備し、健康・医療に携わる約十二万人を対象として、教育プログラムを始める」と演説し、アフリカに対する手厚い支援を行うことを表明している。日本にとつてアフリカは地理的には遠い地域ではあるものの、首相のアフリカ問題に対する意識は高く、西サハラ問題は国連常任理事国入りを目標とする日本にとつては看過できない問題である。

このような観点から、以下質問する。  
一 現在、日本国籍を有し、西サハラ地域に居住する者はいるのか、具体的に示されたい。  
二 西サハラのモロッコからの独立については、周辺各国がそれぞれ国益に沿つて賛否の立場を示し、様々な形で関与している。現在、西サハラ問題に関してどのような姿勢でいるのか、政府の見解を示されたい。  
三 西サハラ問題に関して、西サハラ難民政府代表とモロッコ政府の両当事者間の交渉の場を日本で持つべきだという動きがある。このような働きかけについて、当事者間の意思疎通を深め

るといふ観点から政府が支援を行うべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。  
右質問する。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

西サハラにおける在留邦人数は、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十六条に基づき届出によれば、平成二十六年十一月十七日現在、一名である。

二について

我が国としては、西サハラ問題は、国際連合の枠組みの下、当事者間の交渉により早期に平和裡に解決されることが重要との立場であり、国際連合による仲介努力を支持している。

三について

西サハラ問題の当事者ではない我が国としては、お尋ねの点についてコメントをすることは差し控えたいが、我が国の立場は二について述べたとおりである。

新サービス貿易協定(TISA)交渉への日本国政府の参加に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月十三日

徳永 エリ

参議院議長 山崎 正昭殿

新サービス貿易協定(TISA)交渉への日本国政府の参加に関する質問主意書

現在、スイスのジュネーブにおいて、サービス貿易の一層の自由化に向け新しい協定を策定するための交渉が、日本を含む世界貿易機関(WTO)に加盟する有志国・地域によつて進められていくと承知している。

しかし、同交渉は公共サービスを自由化・民営化の対象とするものでありながら、交渉の進展状況が懸念されるものでありながら、交渉の進展状況等に関する日本国政府を含む交渉参加各国・地域による情報開示は皆無に等しい状況である。右を踏まえ、以下質問する。

一 新サービス貿易協定(TISA)交渉に臨む日本国政府の基本方針を明らかにされたい。

二 現在の交渉の進展状況を明らかにされたい。

三 公共サービスを自由化・民営化の対象とすることに關し、日本国政府はどのような方針を持って交渉に臨んでいるのか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員徳永エリ君提出新サービス貿易協定

(T i s a) 交渉への日本国政府の参加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員徳永エリ君提出新サービス貿易協定(T i s a) 交渉への日本国政府の参加

に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねのサービスの貿易に関する新しい協定(以下「T i s a」という。)に関する交渉については、世界貿易機関に加盟する有志の国及び地域が、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Bのサービスの貿易に関する一般協定を踏まえつつ、サービスの貿易の更なる自由化を進めることを目的として取り組んでいるものである。自由貿易の推進は我が国の対外通商政策の柱であり、我が国が力強い経済成長を達成するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を取り込むことが必要であることから、政府としては、こうしたT i s aに関する交渉については、我が国の国内事情を勘案しつつ、積極的に取り組んでいく考えである。交渉の具体的な内容については、現在交渉中であることから、お答えすることは差し控えたい。

J R北海道の安全問題、ローカル線問題及びリニア中央新幹線に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月十三日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

J R北海道の安全問題、ローカル線問題及びリニア中央新幹線に関する質問主意書

昨年から顕在化した北海道旅客鉄道株式会社(以下「J R北海道」という。)における事故は、最悪期を脱したものの、依然として完全には収束していない。本年一月には旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(以下「JR会社法」という。)に基づき史上初の監督命令が出される一方、レール検査データの改ざんが明らかになるなどJ R北海道の安全管理体制が問われる事態が続いている。こうした中、ローカル線の経営が深刻化しており、災害で不通となった路線の復旧スキームを見直す声が野党のみならず与党にも出ている。また、東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)に対し、国土交通省が着工を認可した中央新幹線(東京都・名古屋市間)(以下「リニア中央新幹線」という。)は問題だらけの計画である。こうしたことを踏まえ、以下質問する。  
一 レール検査データ改ざんや脱線事故等が続くJ R北海道に対しては、国土交通省が今年一月二十四日、鉄道事業法に基づく事業改善命令に加え、JR会社法に基づく監督命令を出した。

これを受け、J R北海道は、「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」における「二 第一歩の改善」について措置を講ずるための計画(以下「計画」という。)を策定し、今年七月二十三日付けで国土交通大臣宛の報告書を同省北海道運輸局へ提出している。  
計画に対し、現在、国土交通省による検証・確認作業はどの程度進んでいるのか。また、不備な点があるとの認識は持っているか。持っている場合、追加でどのような対策を講じるのか、明らかにされたい。

二 J R北海道が現状の職員数のまま、提出した計画に基づいて安全性を向上させることが可能と考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 新聞報道によれば、J R北海道におけるレール検査データの改ざん問題に関しては、一九九一年と一九九八年に会社と国鉄労働組合北海道本部(以下「国労」という。)との労使交渉の際、国労側が改ざんが行われている可能性を会社に指摘、調査を申し入れながら、会社が「法令に基づいて検査が行われているものと信じている」として何らの対策も講じなかったとされている。政府として、この事実を把握しているか。把握しているのであれば、当時、政府としてJ R北海道に対し何らかの指導を行った事実はあるか。また、把握しながら何らの指導も行っていない場合、その理由を明らかにされたい。

四 私、昨年十一月六日付けで提出した「J R北海道で発生した連続事故及び日本国国鉄道改革の見直しに関する質問主意書」(第百八十五回国会質問第四五号)の質問三に対する答弁書(内閣参質一八五第四五号)は、J R北海道に対して、「法第十二条に規定する経営安定基金の運用収入」、「日本国国鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)附則第四条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が発行する特別債券の引受けによる利子収入が得られる措置」、「同法附則第五条の規定に基づく機構の助成金等として、十年間で総額六百億円の支援により「J R北海道は、平成二十五年三月期の子会社を連結しない単体の決算及び連結決算において、それぞれ約九億円及び約七十三億円の経常利益の計上を行っているところである」としているが、最も基本的なレール検査等の安全対策すら実施できないJ R北海道の実態に目を向けることなく、「利益が出ていくからいい」というのは著しく誠意、真摯さを欠いた不当な答弁であると言わざるを得ない。鉄道事業者にとって、安全は最大の商品であり、安全輸送が確保できてこそその利益でなければならぬと考えるが、この点を踏まえ、再度、政府の見解を問うので、真摯に答弁されたい。

五 二〇〇一年九月に実施された規制緩和により、従来「三年新車」は使用開始から四年)または走行距離二十五万キロメートルを超えない期

間」とされていた気動車の検査周期が「四年または走行距離五十万キロメートルを超えない期間」と改められた。一方、新聞報道によれば、二〇一三年四月に発火トラブルを起こした特急「北斗」用車両(キハ一八三系)は前回の検査からの走行距離が二十一万キロメートルであったほか、二〇一二年九月にも同様に直前の検査からの走行距離が二十一万キロメートルでトラブルを起こした例がある。

長距離列車が多く運行一回当たり走行距離が長いこと、力行運転(動力をかけた状態での運転)の時間が多いこと、寒冷地であることなど北海道特有の事情があるにせよ、このようなトラブルの事例から、二〇〇一年に行われた検査周期の緩和は全く不適切である。この規制緩和を見直し、少なくとも緩和前の基準に戻すことが必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

六 自然災害で被災した鉄道事業者の路線復旧に對する国庫補助については、現在、鉄道軌道整備法第八条第四項において「その資力のみによつては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるとき」に限つて国庫補助を行うことができるとされており、事実上、JR各社を含む黒字鉄道事業者に対しては国庫補助の道が開ざれている。一方、二〇一一年七月の「新潟・福島豪雨」以来一部区間が運休したままになっているJR只見線(福島県)について、地元からは復旧への強い要望が出ており、今年七月には、自民党国会議員連盟が只見線復

旧に對する国庫補助の道を開くため鉄道軌道整備法の改正を目指す方針を確認するなど、政権与党内からも法改正への動きがみられる。

国鉄改革関連法案が審議されていた参議院日本国有鉄道改革に関する特別委員会において、一九八六年十一月二十八日、「各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の輸送の安全の確保及び災害の防止のための施設の整備・維持、水害・雪害等による災害復旧に必要な資金の確保について特別の配慮を行うこと」を含む附帯決議が可決されるとともに、当時の橋本龍太郎運輸大臣、葉梨信行自治大臣が決議の趣旨を尊重する旨表明している。国民の公共交通としての国鉄を引き継いだJR各社線の災害復旧に国が責任を持つことは、国会からの要請であると同時に、国民の基本的な人権の一つである交通権を確保する見地からも必要不可欠のものである。

東日本大震災という未曾有の大災害により、東北地方のローカル線の多くが被災しており、いまだ復旧に至らない路線もある。資金力を有するJR各社であっても、災害の規模によつては復旧費の捻出が困難な状況が起こり得ることを示している。国民の交通権を確保するため、基幹交通であるJR各社の災害復旧には、鉄道事業者の経営状態にかかわらず国による資金拠出の道を開くため、鉄道軌道整備法の改正が必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 リニア中央新幹線の建設については、今年六月五日、国土交通大臣宛てに提出された「中央新幹線(東京都・名古屋市間)に係る環境影響評価書に對する環境大臣意見」(以下「環境大臣意見」という。)において「本事業の工事及び供用時に生じる環境影響を、最大限、回避、低減することとしても、なお、相当な環境負荷が生じること

は否めない」、「本事業のほとんどの区間はトンネルで通過することとなっているが、多くの水系を横切ることとなることから、地下水がトンネル湧水として発生し、地下水位の低下、河川流量の減少及び枯渇を招き、ひいては河川の生態系に不可逆的な影響を与える可能性が高い」として懸念が示されている。国土交通省は、環境大臣意見を踏まえた対応にJR東海が万全を期しているとは言えない中で、なぜこのような拙速な認可をしたのか。

八 JR東海は、リニア中央新幹線建設費として九兆円を見込んでいたが、東海道新幹線建設の際も、当初、千九百七十二億円と試算されていた建設費は、一九六三年三月になって二千九百二十六億円に上方修正されている。最近の石油・資材価格及び職人の人件費の高騰に鑑みれば、リニア中央新幹線の建設費も高騰が予想される。リニア中央新幹線の建設費について、JR東海が試算した九兆円に収まると考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出JR北海道の安全問題、ローカル線問題及びリニア中央新幹線に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出JR北海道的安全問題、ローカル線問題及びリニア中央新幹線に関する質問に對する答弁書

一及び二について

国土交通省としては、平成二十六年一月二十四日に鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二十三条第一項及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号。以下「JR会社法」という。)第十三条第二項の規定に基づき国土交通大臣が発出した「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」(以下「命令」という。)を受け、北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。)において策定され、同大臣に報告された命令別添別紙2「第一歩の改善についての措置を講ずるための計画は、基本的に命令の内容を踏まえたものであると認識しており、当該計画の実施状況についても、JR北海道からの定期的な報告、五年程度の常設の監査体制等により、適切に把握することとしている。

三について

お尋ねの点については、鉄道事業等監査規則

(昭和六十二年運輸省令第十二号)第七條第二項の規定に基づき平成二十五年九月から平成二十六年一月までの間にJR北海道に対して実施した保安監査(同規則第三條第一号に規定する保安監査をいう。)の中で、事実関係の確認を行った。JR北海道からは、検査データの改ざんに係る具体的内容に関する資料は残っており、詳細については不明である旨の回答を得ている。

四について  
国土交通省としては、JR北海道が、輸送の安全の確保を前提としながら、経営基盤の確立を図ることが必要であると考えており、このため、JR北海道に対して、JR会社法第十二條

第一項に規定する経営安定基金の設置に加え、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)附則第四條及び第五條の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)を通じ、老朽化した施設の更新等のため、平成二十三年度からの十年間で総額六百億円の助成金の交付等の支援を行っているところである。

また、同省は、JR北海道に対し、命令において、安全確保のため必要な設備投資を早急に行うため、安全投資と修繕に関する五年間の計画の策定及び機構からの助成金等の活用の前倒しの検討を命じたところであり、同省としては、当該計画の実施状況を把握し、適切に対処してまいりたい。

五について

鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成十三年国土交通省令第五十一号)等において規定されている鉄道車両の定期検査の周期は、技術の進展等を背景として、走行試験、外部有識者による検討等を踏まえて定めており、適切なものであると考えている。

六について  
なお、御指摘のトラブルの原因については、JR北海道より、第三者も交えた検証の結果、エンジンの構造上の問題と特定されたとの報告があったところである。

御指摘の「交通権」の意味するところが明らかではないが、鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)に基づく災害復旧事業費補助については、同法第八條第四項において「鉄道事業者がその資力のみによつては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは・・・補助することができる」と規定されており、これを踏まえ、鉄道軌道整備法施行規則(昭和二十八年運輸省令第八十一号)第十五條の三第三項第三号イにおいては「三年度間・・・における各年度の鉄道事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生じていること」と、同号ロにおいては「基準期間における各年度の鉄道事業者が経営するすべての事業・・・の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生じていること」等が規定されているところであり、経営の厳しい鉄道事業者が対象となっている。

地域の鉄道の復旧については、基本的には事業主体である鉄道事業者が、地方公共団体等と議論しながら対応していく必要があると考えている。また、鉄道を含む地域の公共交通については、交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)において、地方公共団体は、地域の諸条件に応じた施策を実施し、地域公共交通の活性化や再生に主体的に取り組むよう努めること、国は、交通に関する施策の総合的な策定及び実施や情報提供等に取り組むよう努めること等が定められている。

七について  
このような見地から、地域の公共交通が確保されるよう適切に対処してまいりたい。

中央新幹線(東京都・名古屋市間の環境影響評価)については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)に従い、平成二十六年四月二十三日に東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)から送付された「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(以下「環境影響評価書」という。))について、環境大臣は同年六月五日に意見を述べ、国土交通大臣は、当該意見を勘案し、同年七月十八日にJR東海に対し意見を述べた。この意見を受けて、JR東海は同年八月二十六日に補正を行った環境影響評価書を同大臣に送付した。同大臣は、当該補正後の環境影響評価書の記載事項及び同年七月十八日に述べた同大臣意見に基づいて、中央新幹線

(品川・名古屋間)の建設の事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうか等を審査し、同年十月十七日に工事実施計画を認可したものである。

八について  
御指摘の「リニア中央新幹線建設費として九兆円を見込んである」との意味するところが明らかではないが、中央新幹線(東京都・大阪市間)の工事費については、全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号。以下「全幹法」という。))第五條第一項の規定に基づき、国土交通大臣は、機構及びJR東海に対し、建設に要する費用に関する事項等の調査を指示し、両者は、「中央新幹線(東京都・大阪市間)調査報告書」において、南アルプスルートの場合の建設に要する費用を九兆三百億円と報告した。これを受けて、全幹法第十四條の二の規定に基づき、同大臣は交通政策審議会に諮問し、同審議会における審議を経て、同大臣は、全幹法第七條第一項の規定に基づき、建設に要する費用の概算額九兆三百億円を含む「中央新幹線の建設に関する整備計画」を決定したものである。

なお、中央新幹線(東京都・大阪市間の工事費については、今後、平成二十六年十月十七日に認可した工事実施計画の区間以外の区間に係る環境影響評価を行い、その結果を踏まえ、JR東海による工事実施計画の認可申請の段階で精査されるものと考えている。

原子力発電所の「事故の真実」と「負の遺産」等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月十三日

山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

原子力発電所の「事故の真実」と「負の遺産」等に関する質問主意書

本年五月二十一日、福井地方裁判所(樋口英明裁判長)は関西電力株式会社大飯原子力発電所以下「大飯原発」という。の、現在定期検査中の第三号機、第四号機の再稼動を、大飯原発の安全技術や設備を「確たる根拠のない樂觀的な見通しで成り立つ脆弱なもの」と厳しく批判し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)の事故での被害・避難状況を念頭に、二百五十キロ圏内の原告百六十六人に対し、「具体的な危険があり人格権が侵害される」とその再稼動差止めの訴えを認容した。下級審の判決ではあつても、その判示は多数の識者が支持するものであり、九州電力株式会社川内原子力発電所(以下「川内原発」という。)をはじめ、全ての再稼動を計画中の原子力発電所(以下「原発」という。)の、道理に反する計画を真正面から否定する内容である。

右の点を踏まえ、以下質問する。  
一 福島第一原発の重大事故に関し、現時点における政府の統一見解を以下求める。  
1 一ないし四号機について、以下具体的に示されたい。  
① 爆発当時、各号機内にはいかなる核物質がどの程度存在したのか。  
② 各号機の爆発の主原因はそれぞれ何であつたのか。  
③ 爆発の結果、各号機から環境に排出された放射性物質の総量及びヨウ素百三十一、セシウム百三十四、セシウム百三十七、ストロンチウム九十、プルトニウム、トリチウムの各量は今日までの間、それぞれどの程度か。  
④ 現時点で各号機内の核物質の状態及び放射線量の状態は、それぞれどうなつてゐるか。  
⑤ 各号機から、環境に放射性物質が全く放出されなくなるまで最悪の場合、あと何年を要すると推定しているか。  
2 福島第一原発から排出された放射性物質による汚染水は地下水脈を通じて関東地域をも汚染しているとの指摘もあることから、以下具体的に示されたい。  
① 二〇一一年三月十一日以降二〇一四年九月三十日に至る間に環境に放出された汚染水の総量はどの程度か。  
② 東京都区内、埼玉県内、神奈川県内、千

葉県内、茨城県内及び福島県内の河川水及び井戸水からそれぞれ測定された最も高い放射線量及びその測定年月日を明らかにされたい。  
3 前記一の1及び2に関して、仮に二〇二〇年の直前(例えば二〇一八年三月末)に至つても環境に対する放射性物質の放出及び汚染水の放出がなくならない場合、世界中の識者や一流のアスリート達の中からも東京オリンピックの開催を速やかに他の国に譲ることを求める声が出るような最悪の事態に陥る前に、むしろ日本政府の判断として、世界中のオリンピックを愛する人々に対する最低限の責任として、東京オリンピックの開催を辞退する選択も想定しているのか。  
二 国内の原発の稼働が全機停止して以降、今日に至る間に、電力の供給不足が原因で発生した停電があれば、その日時、場所を全て示されたい。  
三 ①使用済み核燃料の処理費用、②廃炉費用、③環境汚染の原状回復費用、④苛酷事故における一件百兆円規模の経済的損失、⑤原発周辺住民に与える物質的・精神的負担等を正しく計算するならば、営利を目的とする正常な株式会社が正当な経済的利益を発生させる目的では原子力発電事業に手を出せるわけがない、と識者たちは指摘している。  
政府は世論の過半数が反対しているにもかかわらず正常な経済活動のルールを無視して再稼動を強行するのであるから、原子力発電に伴つ

て発生する前記①ないし⑤の各コストを一キロワット毎時当たり、各何円と試算しているのかを明らかにした上で、他の電源による発電コストとの比較及び直近のデータによる日・米・独三ヶ国の電源別発電コストはどうなつてゐるか示されたい。  
四 福島第一原発の事故では、放射性物質の九割は海側に流れ、陸側に汚染したのは全体の一割に過ぎないと言われている。  
1 前述の見方について、政府の見解を示されたい。  
右政府見解の根拠となる実測データが有るのか、又は実測データを入力したシミュレーションがあるのか、併せて明らかにされたい。  
2 仮に、全ての放射性物質が陸側に汚染していったとすれば、どのような状態になつてゐたと想定されるか、①避難者の数、②被曝の範囲や程度、③各種被害額について右想定の結果を、根拠を示して明らかにされたい。  
3 国の機関である原子力規制委員会の田中委員長は、川内原発の再稼動の審査合格を出すに当たり「安全であるとは申しませぬ」と明確に発言している。そうであれば、川内原発で事故が起つた際、最悪の場合どうなるのかを政府は明確に想定していなければならぬ。  
川内原発で事故が起きれば、それから発生する放射性物質は福島とは異なつて、通常の風向きから考えて大部分は陸側に流れると想定しなければならない。川内原発一号機、二号

機が事故を起こし、全て(若しくは九割)の放射性物質が陸側に流れられた場合、どのような想定となるかシミュレーションしているのか示された。

五 最後に未来世代に対し、私達の世代が残すことになる「負の遺産」について尋ねたい。

1 停止中の全原発を一機も再稼働させない場合、既に存在する使用済み核燃料は各原発の敷地内及びその他の施設内に各何体存在するのか。また、それを人や生物に対して無害なものにするにはおよそ何年の歳月及び処理費を要するのか、具体的に示された。

2 「三・一一」以降、福島第一原発を人や生物に対し無害な状態にするために、今日までおよそいくらの費用を要し、さらに今後、どの程度の歳月と費用を要するのか、最悪の場合を具体的に示された。

3 政府は福島第一原発の事故発生から三十年後の二〇四一年三月の時点における日本の人口、日本人の健康状態、日本国の経済状態等に関して、最悪の場合、いかなる形でその影響を示すものと予測しているのか。可能な限り数字で示された。

4 日本国内の全原発を廃炉にし、人や生物に無害な状態にするには、最悪の場合およそ何年の歳月及び処理費を要するのか。具体的に示されたい。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山本太郎君提出原子力発電所の「事故の真実」と「負の遺産」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出原子力発電所の「事故の真実」と「負の遺産」等に関する質問に対する答弁書

一の①及び③について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という)第一号機、第三号機及び第四号機の原子炉建屋が爆発した時点での放射性物質の総量及び放出量については、燃料集合体の種類等により、燃料集合体ごとに大きく異なるものとなることから、これを推計し、お示しすることは困難である。

一の①の②について

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が平成二十四年七月二十三日に取りまとめた最終報告書によれば、「一号機R/B内に不燃限界濃度を超える水素が蓄積され、金属摩擦や電気設備・機器に接続された電気ケーブルからの漏電又はその他の要因によって着火し、R/B内で爆発が生じたものと考えられる。(中略)二号機R/B内に蓄積する水素の量が抑制され、水素爆発が発生しなかった可

能性が高い。(中略)三号機R/B爆発の原因は、主として、三号機R/B内で化学反応によって生じた可燃性ガスによるものと考えられ、かかる可燃性ガスとしては、一号機と同様に、水素以外には考え難い。(中略)四号機R/B爆発の原因となった水素は、三号機の炉心損傷が進行してジルコニウム・水反応により発生したものが、SGTS配管を通じて四号機R/Bへ流れ込んだ可能性が高い」とされている。

一の①の④について

お尋ねの「各号機内の核物質の状態及び放射線量の状態」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

一の①の⑤について

お尋ねの「各号機から、環境に放射性物質が全く放出されなくなる」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

一の②の①について

お尋ねの「環境に放出された汚染水」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難であるが、建屋等から海洋に流出又は放出した放射性物質によって汚染された水の量については、現時点で把握している限りにおいて、約一千万立方メートルと推定されている。

一の②の②について

政府は、福島第一原子力発電所の事故後、公共用水域及び地下水において、水質における放射性物質のモニタリングを実施し、その結果を

公表してきている。

その結果によれば、河川水については、セシウム一三四は、福島県では平成二十三年九月二十六日に測定された一リットル当たり九ベクレルという値が最大値であり、茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都では不検出となっている。セシウム一三七は、福島県では平成二十三年九月二十六日に測定された一リットル当たり十一ベクレル、千葉県では平成二十四年八月六日に測定された一リットル当たり一・三ベクレルが最大値であり、茨城県、埼玉県及び東京都では不検出となっている。

地下水については、セシウム一三四は、福島県では平成二十三年十一月七日に測定された一リットル当たり一ベクレルという値が最大値であり、茨城県及び千葉県では不検出となっている。セシウム一三七は、福島県では平成二十三年七月一日に測定された一キログラム当たり一・一ベクレルという値が最大値であり、茨城県及び千葉県では不検出となっている。

ただし、本モニタリングは公共用水域については神奈川県では実施しておらず、また、地下水については、埼玉県、東京都及び神奈川県において実施していない。

なお、避難指示解除準備区域を対象とした放射線モニタリングアクションプランに基づき実施された井戸水の測定結果によれば、福島県では、土状の異物が混入していた検体について、セシウム一三四及びセシウム一三七については、平成二十四年六月二十九日に測定された一

リットル当たり三十二・五バケレル及び五十五・五バケレルが最大値であった。  
一の3について

平成三十三年のオリンピック・パラリンピック競技大会を開催することについて、主催者である国際オリンピック委員会と契約を締結しているのは、東京都及び公益財団法人日本オリンピック委員会であり、政府として大会開催の辞退を判断する立場にないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「電力の供給不足が原因で発生した停電」の意味するところが必ずしも明らかでないが、平成二十五年九月十五日に関西電力株式会社大飯発電所(以下「大飯発電所」という。)第四号機が稼働を停止して以降、一般電気事業者の供給区域全てに影響を及ぼすような電力供給不足による停電については、一般電気事業者から、実績はないと聞いている。

三について

政府としては、福島第一原子力発電所の事故後の平成二十三年に、コスト等検証委員会(以下「委員会」という。)において、各電源の発電コストについて試算を行い、原子力発電の発電コストについては、キロワットアワー当たり八・九円以上と算出している。

他の電源の発電コストについては、主な電源として、石炭火力はキロワットアワー当たり九・五円、LNG火力はキロワットアワー当たり十・七円、石油火力はキロワットアワー当たり

り二十二・一円、一般水力はキロワットアワー当たり十・六円、風力(陸上)はキロワットアワー当たり九・九円から十七・三元まで、太陽光発電(メガソーラー)はキロワットアワー当たり三十・一円から四十五・八円までと算出している。

また、お尋ねの「日・米・独三ヶ国の電源別発電コスト」については、各国のエネルギーを巡る状況が異なることから、各国の発電コストと日本における発電コストを単純に比較することは適切ではないが、委員会報告書において、委員会における発電コスト算出の前提とは必ずしも一致しないものの、経済協力開発機構及び国際エネルギー機関による試算を利用し、比較した結果を示すと次のとおりである。

原子力  
日本 キロワットアワー当たり四・三元  
米 国 キロワットアワー当たり四・二元  
ドイツ キロワットアワー当たり四・三元  
石炭火力  
日本 キロワットアワー当たり七・六円  
米 国 キロワットアワー当たり六・二元  
ドイツ キロワットアワー当たり六・〇円  
LNG火力  
日本 キロワットアワー当たり九・〇円  
米 国 キロワットアワー当たり六・六円  
ドイツ キロワットアワー当たり七・三元

なお、「①使用済み核燃料の処理費用、②廃炉費用、③環境汚染の原状回復費用、④苛酷事故における一件百兆円規模の経済的損失、⑤原

発周辺住民に与える物質的・精神的負担等」の意味するところが必ずしも明らかでないため、「原子力発電に伴って発生する前記①ないし⑤の各コストを一キロワット毎時当たり、各何円と試算しているのか」を明らかにすることは困難であるが、委員会の試算においては、再処理費用を含む核燃料サイクル費用についてはキロワットアワー当たり一・四円、廃炉処理費用を含む資本費についてはキロワットアワー当たり二・五円と算出している。

四の1について

平成二十三年三月に発生した福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の陸側及び海側に降下した放射性物質の総量の比率の試算については行っていない。なお、同事故により原子炉から大気中へ放出された放射性物質については、その全てを正確に把握することが困難であるため、原子炉の状態等の解析結果から代表的な三十一核種の放出量等を推定し、その結果を「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書―東京電力福島原子力発電所の事故について―」(平成二十三年六月原子力災害対策本部決定)において記載したところである。

四の2について

お尋ねについては、放射性物質の放出による影響が、放射性物質の放出形態によって大きく異なることから、お答えすることは困難である。

四の3について

政府としては、九州電力株式会社川内原子力発電所(以下「川内原子力発電所」という。)第一号機及び第二号機から全ての又は九割の放射性物質が陸側に放出されたという仮定の下での試算は行っていない。

五の1について

我が国の原子力施設に存在する原子力発電所で発生した使用済燃料の集合体の体数については、平成二十六年八月三十一日時点において、北海道電力株式会社泊発電所においては九百八十一体、東北電力株式会社東通原子力発電所においては六百体、東北電力株式会社女川原子力発電所においては二千四百二十二体、福島第一原子力発電所においては一万九百九十九体、東京電力株式会社福島第二原子力発電所においては六千四百七十六体、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所においては一万三千七百三十四体、中部電力株式会社浜岡原子力発電所においては六千五百七十七体、北陸電力株式会社志賀原子力発電所においては九百六十体、関西電力株式会社美浜発電所においては九百四十三体、大飯発電所においては三千百十八体、関西電力株式会社高浜発電所においては二千五百五十一体、中国電力株式会社島根原子力発電所においては三千二百三十八体、四国電力株式会社伊方発電所においては千四百二十二体、九州電力株式会社玄海原子力発電所においては千九百六十八体、川内原子力発電所においては千九百四十六体、日本原子力発電株式会社東海第二発電所に

おいては二千百六十五体、日本原子力発電株式会社敦賀発電所においては千五百四十二体、日本原燃株式会社再処理事業所においては一万二千二十二体、日本核燃料開発株式会社においては九体、ニュークリア・デベロップメント株式会社においては三体である。

また、お尋ねの「人や生物に対して無害なものにするにはおよそ何年の歳月及び処理費を要するのか」については、具体的に意味するところが必ずしも明らかでなく、一概にお答えすることは困難である。

なお、使用済燃料については、再処理に伴い使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物を固化した物(以下「ガラス固化体」という。)にして、地下三百メートル以上の深さの地層において、人間の生活環境から隔離して安全に最終処分することとしているが、処分の完了までに要する期間は未定である。また、この処分に要する費用については、平成二十五年度末の時点において、ガラス固化体四万本を最終処分する場合に約二・八兆円を要すると見積もっている。

五の2について

お尋ねの「福島第一原発を人や生物に対し無害な状態」については、具体的に意味するところが必ずしも明らかでなく、一概にお答えすることは困難である。

なお、政府としては、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策のための予算として、東日本大震災発生後からこれまで約千六百六十一億

円を、東京電力株式会社としては、平成二十五年度末時点で合理的な見積りが可能な金額として約九千七百十二億円を計上している。

また、「東京電力(株)福島第一原子力発電所一〜四号機の廃止措置等に向けた中期ロードマップ」(平成二十五年六月二十七日原子力災害対策本部東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議決定)においては、平成二十三年十二月から、三十年から四十年後までに廃止措置を終了させることを目標としている。

五の3について

御指摘の「福島第一原発の事故発生から三十年後の二〇四一年三月の時点における日本の人口、日本人の健康状態、日本国の経済状態等」に対する福島第一原子力発電所の事故による影響についての予測は行っていない。

五の4について

お尋ねの「人や生物に無害な状態にするには、最悪の場合およそ何年の歳月及び処理費を要するのか」については、具体的に意味するところが必ずしも明らかでなく、一概にお答えすることは困難である。

なお、廃炉に伴い生じる放射性廃棄物(使用済燃料の再処理に伴い生じるものを除く。)については、発電用原子炉設置者により、生活環境に対する放射能の影響を未然に防止することを目標として処分されるべきものである。この処分に要する期間は、それぞれの発電用原子炉に係る放射性廃棄物の種類や放射能レベル等により様々であり、お答えするのは困難である。

また、平成二十五年度末時点において、原子力発電施設解体引当金に関する省令(平成元年通商産業省令第三十号)に基づき承認された原子力発電施設ごとの解体に要する全費用の見積額の合計は、約二・八兆円である。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番五号  
独立行政法人国立印刷局

電話  
03  
(3587)  
4294

定 価  
本号一部  
三六円  
三〇円